

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年5月1日
【計算期間】	ブラックロックLifePathファンド2055 第10期中（自 2025年8月5日 至 2026年2月4日） ブラックロックLifePathファンド2030 ブラックロックLifePathファンド2035 ブラックロックLifePathファンド2040 ブラックロックLifePathファンド2045 ブラックロックLifePathファンド2050 第9期中（自 2025年8月5日 至 2026年2月4日） ブラックロックLifePathファンド2025 ブラックロックLifePathファンド2060 ブラックロックLifePathファンド2065 第7期中（自 2025年8月5日 至 2026年2月4日） ブラックロックLifePathファンド2070 第2期中（自 2025年8月5日 至 2026年2月4日）
【ファンド名】	ブラックロックLifePathファンド2025 ブラックロックLifePathファンド2030 ブラックロックLifePathファンド2035 ブラックロックLifePathファンド2040 ブラックロックLifePathファンド2045 ブラックロックLifePathファンド2050 ブラックロックLifePathファンド2055 ブラックロックLifePathファンド2060 ブラックロックLifePathファンド2065 ブラックロックLifePathファンド2070
【発行者名】	ブラックロック・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 橋本 幸子
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号
【事務連絡者氏名】	坂井 瑛美
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号
【電話番号】	03-6703-4100
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

（注）本書において文中および表中の数字は四捨五入された数値として表示されている場合があり、従って合計として表示された数字はかかる数値の総和と必ずしも一致するとは限りません。

1【ファンドの運用状況】

以下の運用状況は2026年1月末現在のものです。

「ブラックロックLifePathファンド2025」

(1)【投資状況】

資産の種類	金額(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	2,331,029,510	99.79
内 日本	2,331,029,510	99.79
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	4,823,905	0.21
純資産総額	2,335,853,415	100.00

(2) 【運用実績】

【純資産の推移】

2026年1月末現在、同日前1年以内における各月末および各計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額(円)		1口当たりの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期(2020年8月3日)	2,859,147,781	(同左)	0.9937	(同左)
第2期(2021年8月2日)	2,677,243,554	(同左)	1.0651	(同左)
第3期(2022年8月2日)	2,949,045,748	(同左)	1.0565	(同左)
第4期(2023年8月2日)	2,929,838,263	(同左)	1.0854	(同左)
第5期(2024年8月2日)	2,796,934,933	(同左)	1.1089	(同左)
第6期(2025年8月4日)	2,483,837,882	(同左)	1.1090	(同左)
2025年1月末現在	2,781,229,857	-	1.1218	-
2025年2月末現在	2,719,941,439	-	1.1027	-
2025年3月末現在	2,658,546,320	-	1.0896	-
2025年4月末現在	2,593,380,260	-	1.0888	-
2025年5月末現在	2,526,495,561	-	1.0932	-
2025年6月末現在	2,504,873,267	-	1.1114	-
2025年7月末現在	2,495,684,926	-	1.1135	-
2025年8月末現在	2,481,208,355	-	1.1161	-
2025年9月末現在	2,400,780,590	-	1.1279	-
2025年10月末現在	2,457,272,054	-	1.1576	-
2025年11月末現在	2,422,398,158	-	1.1479	-
2025年12月末現在	2,374,118,000	-	1.1411	-
2026年1月末現在	2,335,853,415	-	1.1367	-

【分配の推移】

	1口当たりの分配金(円)
第1期	-
第2期	-
第3期	-
第4期	-
第5期	-
第6期	-
2025年8月5日～2026年2月4日	-

【収益率の推移】

	収益率(%)
第1期	0.6
第2期	7.2
第3期	0.8
第4期	2.7
第5期	2.2
第6期	0.0
2025年8月5日～2026年2月4日	2.9

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。なお、第1期計算期間については、前期末基準価額を10,000円(1万口当たり)として計算しています。

「ブラックロックLifePathファンド2030」

(1) 投資状況

資産の種類	金額(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	9,574,072,440	99.48
内 日本	9,574,072,440	99.48
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	50,347,887	0.52
純資産総額	9,624,420,327	100.00

(2) 運用実績

純資産の推移

2026年1月末現在、同日前1年以内における各月末および各計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額(円)		1口当たりの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期(2018年8月2日)	13,793,715	(同左)	1.0168	(同左)
第2期(2019年8月2日)	13,858,197	(同左)	1.0244	(同左)
第3期(2020年8月3日)	3,594,417,445	(同左)	1.0193	(同左)
第4期(2021年8月2日)	4,052,344,724	(同左)	1.1116	(同左)
第5期(2022年8月2日)	6,226,741,774	(同左)	1.1098	(同左)
第6期(2023年8月2日)	7,132,400,804	(同左)	1.1551	(同左)
第7期(2024年8月2日)	8,481,035,353	(同左)	1.1925	(同左)
第8期(2025年8月4日)	9,389,368,598	(同左)	1.1989	(同左)
2025年1月末現在	9,242,698,068	-	1.2131	-
2025年2月末現在	9,056,689,748	-	1.1904	-
2025年3月末現在	9,024,613,920	-	1.1754	-
2025年4月末現在	9,018,834,485	-	1.1716	-
2025年5月末現在	9,050,091,786	-	1.1790	-
2025年6月末現在	9,285,499,290	-	1.2007	-
2025年7月末現在	9,433,050,093	-	1.2049	-
2025年8月末現在	9,423,396,808	-	1.2088	-
2025年9月末現在	9,500,618,056	-	1.2242	-
2025年10月末現在	9,795,672,884	-	1.2610	-
2025年11月末現在	9,725,489,129	-	1.2505	-
2025年12月末現在	9,676,489,043	-	1.2443	-
2026年1月末現在	9,624,420,327	-	1.2414	-

分配の推移

	1口当たりの分配金(円)
第1期	-
第2期	-
第3期	-
第4期	-
第5期	-
第6期	-
第7期	-
第8期	-
2025年8月5日～2026年2月4日	-

収益率の推移

	収益率(%)
第1期	1.7
第2期	0.7
第3期	0.5
第4期	9.1
第5期	0.2
第6期	4.1
第7期	3.2
第8期	0.5
2025年8月5日～2026年2月4日	4.0

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。なお、第1期計算期間については、前期末基準価額を10,000円(1万口当たり)として計算しています。

「ブラックロックLifePathファンド2035」

(1) 投資状況

資産の種類	金額(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	10,411,681,923	99.14
内 日本	10,411,681,923	99.14
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	90,089,435	0.86
純資産総額	10,501,771,358	100.00

(2) 運用実績

純資産の推移

2026年1月末現在、同日前1年以内における各月末および各計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額(円)		1口当たりの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期(2018年8月2日)	2,201,321	(同左)	1.0497	(同左)
第2期(2019年8月2日)	17,088,463	(同左)	1.0546	(同左)
第3期(2020年8月3日)	3,856,685,256	(同左)	1.0464	(同左)
第4期(2021年8月2日)	4,408,558,969	(同左)	1.1623	(同左)
第5期(2022年8月2日)	6,355,658,346	(同左)	1.1654	(同左)
第6期(2023年8月2日)	7,442,750,447	(同左)	1.2269	(同左)
第7期(2024年8月2日)	8,729,499,429	(同左)	1.2808	(同左)
第8期(2025年8月4日)	9,937,033,736	(同左)	1.2980	(同左)
2025年1月末現在	9,606,796,986	-	1.3105	-
2025年2月末現在	9,449,637,535	-	1.2829	-
2025年3月末現在	9,427,141,818	-	1.2654	-
2025年4月末現在	9,364,548,417	-	1.2596	-
2025年5月末現在	9,508,606,522	-	1.2719	-
2025年6月末現在	9,886,481,430	-	1.2985	-
2025年7月末現在	10,020,626,369	-	1.3065	-
2025年8月末現在	10,049,289,263	-	1.3126	-
2025年9月末現在	10,112,127,709	-	1.3329	-
2025年10月末現在	10,465,397,763	-	1.3801	-
2025年11月末現在	10,413,209,080	-	1.3690	-
2025年12月末現在	10,441,077,829	-	1.3639	-
2026年1月末現在	10,501,771,358	-	1.3637	-

分配の推移

	1口当たりの分配金(円)
第1期	-
第2期	-
第3期	-
第4期	-
第5期	-
第6期	-
第7期	-
第8期	-
2025年8月5日～2026年2月4日	-

収益率の推移

	収益率(%)
第1期	5.0
第2期	0.5
第3期	0.8
第4期	11.1
第5期	0.3
第6期	5.3
第7期	4.4
第8期	1.3
2025年8月5日～2026年2月4日	5.6

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。なお、第1期計算期間については、前期末基準価額を10,000円（1万口当たり）として計算しています。

「ブラックロックLifePathファンド2040」

(1) 投資状況

資産の種類	金額(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	8,049,136,568	99.34
内 日本	8,049,136,568	99.34
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	53,377,577	0.66
純資産総額	8,102,514,145	100.00

(2) 運用実績

純資産の推移

2026年1月末現在、同日前1年以内における各月末および各計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額(円)		1口当たりの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期(2018年8月2日)	1,732,412	(同左)	1.0290	(同左)
第2期(2019年8月2日)	33,113,410	(同左)	1.0277	(同左)
第3期(2020年8月3日)	2,006,453,744	(同左)	1.0144	(同左)
第4期(2021年8月2日)	2,488,567,472	(同左)	1.1541	(同左)
第5期(2022年8月2日)	3,783,201,940	(同左)	1.1675	(同左)
第6期(2023年8月2日)	4,753,373,441	(同左)	1.2452	(同左)
第7期(2024年8月2日)	6,018,311,092	(同左)	1.3182	(同左)
第8期(2025年8月4日)	7,323,172,293	(同左)	1.3504	(同左)
2025年1月末現在	6,859,849,536	-	1.3589	-
2025年2月末現在	6,705,029,076	-	1.3266	-
2025年3月末現在	6,723,434,443	-	1.3069	-
2025年4月末現在	6,712,072,589	-	1.2986	-
2025年5月末現在	6,925,589,069	-	1.3177	-
2025年6月末現在	7,242,298,919	-	1.3492	-
2025年7月末現在	7,390,981,913	-	1.3615	-
2025年8月末現在	7,443,428,090	-	1.3699	-
2025年9月末現在	7,616,725,822	-	1.3948	-
2025年10月末現在	7,975,540,880	-	1.4529	-
2025年11月末現在	7,986,197,285	-	1.4418	-
2025年12月末現在	7,992,500,918	-	1.4384	-
2026年1月末現在	8,102,514,145	-	1.4418	-

分配の推移

	1口当たりの分配金(円)
第1期	-
第2期	-
第3期	-
第4期	-
第5期	-
第6期	-
第7期	-
第8期	-
2025年8月5日～2026年2月4日	-

収益率の推移

	収益率(%)
第1期	2.9
第2期	0.1
第3期	1.3
第4期	13.8
第5期	1.2
第6期	6.7
第7期	5.9
第8期	2.4
2025年8月5日～2026年2月4日	7.4

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。なお、第1期計算期間については、前期末基準価額を10,000円（1万口当たり）として計算しています。

「ブラックロックLifePathファンド2045」

(1) 投資状況

資産の種類	金額(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	6,012,427,300	98.81
内 日本	6,012,427,300	98.81
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	72,439,882	1.19
純資産総額	6,084,867,182	100.00

(2) 運用実績

純資産の推移

2026年1月末現在、同日前1年以内における各月末および各計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額(円)		1口当たりの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期(2018年8月2日)	2,709,629	(同左)	1.0675	(同左)
第2期(2019年8月2日)	18,260,138	(同左)	1.0611	(同左)
第3期(2020年8月3日)	1,121,918,975	(同左)	1.0434	(同左)
第4期(2021年8月2日)	1,487,751,611	(同左)	1.2180	(同左)
第5期(2022年8月2日)	2,341,758,042	(同左)	1.2403	(同左)
第6期(2023年8月2日)	3,105,457,978	(同左)	1.3421	(同左)
第7期(2024年8月2日)	4,165,776,292	(同左)	1.4428	(同左)
第8期(2025年8月4日)	5,266,117,247	(同左)	1.4960	(同左)
2025年1月末現在	4,838,908,014	-	1.5005	-
2025年2月末現在	4,734,156,768	-	1.4598	-
2025年3月末現在	4,745,975,062	-	1.4361	-
2025年4月末現在	4,720,137,462	-	1.4239	-
2025年5月末現在	4,904,256,438	-	1.4528	-
2025年6月末現在	5,174,584,178	-	1.4923	-
2025年7月末現在	5,321,950,499	-	1.5115	-
2025年8月末現在	5,408,158,674	-	1.5235	-
2025年9月末現在	5,572,065,259	-	1.5571	-
2025年10月末現在	5,924,086,561	-	1.6343	-
2025年11月末現在	5,923,919,344	-	1.6220	-
2025年12月末現在	5,951,540,981	-	1.6210	-
2026年1月末現在	6,084,867,182	-	1.6300	-

分配の推移

	1口当たりの分配金(円)
第1期	-
第2期	-
第3期	-
第4期	-
第5期	-
第6期	-
第7期	-
第8期	-
2025年8月5日～2026年2月4日	-

収益率の推移

	収益率(%)
第1期	6.8
第2期	0.6
第3期	1.7
第4期	16.7
第5期	1.8
第6期	8.2
第7期	7.5
第8期	3.7
2025年8月5日～2026年2月4日	9.8

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。なお、第1期計算期間については、前期末基準価額を10,000円(1万口当たり)として計算しています。

「ブラックロックLifePathファンド2050」

(1) 投資状況

資産の種類	金額(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	4,285,262,779	99.24
内 日本	4,285,262,779	99.24
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	32,702,939	0.76
純資産総額	4,317,965,718	100.00

(2) 運用実績

純資産の推移

2026年1月末現在、同日前1年以内における各月末および各計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額(円)		1口当たりの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期(2018年8月2日)	3,088,442	(同左)	1.0409	(同左)
第2期(2019年8月2日)	7,890,917	(同左)	1.0285	(同左)
第3期(2020年8月3日)	307,801,675	(同左)	1.0016	(同左)
第4期(2021年8月2日)	489,455,176	(同左)	1.1901	(同左)
第5期(2022年8月2日)	1,163,564,078	(同左)	1.2194	(同左)
第6期(2023年8月2日)	1,665,519,775	(同左)	1.3379	(同左)
第7期(2024年8月2日)	2,633,319,143	(同左)	1.4600	(同左)
第8期(2025年8月4日)	3,670,241,214	(同左)	1.5347	(同左)
2025年1月末現在	3,387,962,855	-	1.5335	-
2025年2月末現在	3,300,805,468	-	1.4865	-
2025年3月末現在	3,304,160,535	-	1.4602	-
2025年4月末現在	3,249,953,798	-	1.4445	-
2025年5月末現在	3,427,399,487	-	1.4826	-
2025年6月末現在	3,603,047,868	-	1.5282	-
2025年7月末現在	3,717,405,830	-	1.5538	-
2025年8月末現在	3,770,051,833	-	1.5689	-
2025年9月末現在	3,863,302,735	-	1.6090	-
2025年10月末現在	4,159,482,205	-	1.7022	-
2025年11月末現在	4,166,546,992	-	1.6901	-
2025年12月末現在	4,185,895,901	-	1.6920	-
2026年1月末現在	4,317,965,718	-	1.7073	-

分配の推移

	1口当たりの分配金(円)
第1期	-
第2期	-
第3期	-
第4期	-
第5期	-
第6期	-
第7期	-
第8期	-
2025年8月5日～2026年2月4日	-

収益率の推移

	収益率(%)
第1期	4.1
第2期	1.2
第3期	2.6
第4期	18.8
第5期	2.5
第6期	9.7
第7期	9.1
第8期	5.1
2025年8月5日～2026年2月4日	12.2

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。なお、第1期計算期間については、前期末基準価額を10,000円(1万口当たり)として計算しています。

「ブラックロックLifePathファンド2055」

(1) 投資状況

資産の種類	金額(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	4,902,196,050	98.59
内 日本	4,902,196,050	98.59
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	70,010,806	1.41
純資産総額	4,972,206,856	100.00

(2) 運用実績

純資産の推移

2026年1月末現在、同日前1年以内における各月末および各計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額(円)		1口当たりの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期(2017年8月2日)	1,044,050	(同左)	1.0441	(同左)
第2期(2018年8月2日)	2,905,457	(同左)	1.1154	(同左)
第3期(2019年8月2日)	25,152,700	(同左)	1.1030	(同左)
第4期(2020年8月3日)	386,561,726	(同左)	1.0757	(同左)
第5期(2021年8月2日)	672,238,817	(同左)	1.2883	(同左)
第6期(2022年8月2日)	1,443,409,008	(同左)	1.3248	(同左)
第7期(2023年8月2日)	2,064,918,109	(同左)	1.4674	(同左)
第8期(2024年8月2日)	3,065,922,576	(同左)	1.6202	(同左)
第9期(2025年8月4日)	4,064,433,091	(同左)	1.7229	(同左)
2025年1月末現在	3,683,510,666	-	1.7130	-
2025年2月末現在	3,601,314,755	-	1.6560	-
2025年3月末現在	3,607,237,747	-	1.6248	-
2025年4月末現在	3,564,488,216	-	1.6058	-
2025年5月末現在	3,791,538,187	-	1.6567	-
2025年6月末現在	3,959,602,637	-	1.7133	-
2025年7月末現在	4,129,130,549	-	1.7477	-
2025年8月末現在	4,238,575,240	-	1.7679	-
2025年9月末現在	4,392,806,596	-	1.8187	-
2025年10月末現在	4,788,792,743	-	1.9375	-
2025年11月末現在	4,794,826,376	-	1.9244	-
2025年12月末現在	4,802,973,219	-	1.9297	-
2026年1月末現在	4,972,206,856	-	1.9530	-

分配の推移

	1口当たりの分配金(円)
第1期	-
第2期	-
第3期	-
第4期	-
第5期	-
第6期	-
第7期	-
第8期	-
第9期	-
2025年8月5日～2026年2月4日	-

収益率の推移

	収益率(%)
第1期	4.4
第2期	6.8
第3期	1.1
第4期	2.5
第5期	19.8
第6期	2.8
第7期	10.8
第8期	10.4
第9期	6.3
2025年8月5日～2026年2月4日	14.5

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。なお、第1期計算期間については、前期末基準価額を10,000円（1万口当たり）として計算しています。

「ブラックロックLifePathファンド2060」

(1) 投資状況

資産の種類	金額(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	2,117,368,626	98.50
内 日本	2,117,368,626	98.50
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	32,344,797	1.50
純資産総額	2,149,713,423	100.00

(2) 運用実績

純資産の推移

2026年1月末現在、同日前1年以内における各月末および各計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額(円)		1口当たりの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期(2020年8月3日)	6,537,886	(同左)	0.8987	(同左)
第2期(2021年8月2日)	30,279,379	(同左)	1.0759	(同左)
第3期(2022年8月2日)	207,258,543	(同左)	1.1079	(同左)
第4期(2023年8月2日)	424,578,197	(同左)	1.2290	(同左)
第5期(2024年8月2日)	947,609,544	(同左)	1.3562	(同左)
第6期(2025年8月4日)	1,613,182,589	(同左)	1.4455	(同左)
2025年1月末現在	1,339,660,388	-	1.4367	-
2025年2月末現在	1,340,146,667	-	1.3878	-
2025年3月末現在	1,363,732,909	-	1.3609	-
2025年4月末現在	1,352,974,228	-	1.3436	-
2025年5月末現在	1,478,729,551	-	1.3882	-
2025年6月末現在	1,544,080,289	-	1.4367	-
2025年7月末現在	1,636,599,605	-	1.4672	-
2025年8月末現在	1,699,258,607	-	1.4849	-
2025年9月末現在	1,803,355,578	-	1.5290	-
2025年10月末現在	1,974,332,960	-	1.6321	-
2025年11月末現在	1,988,278,297	-	1.6220	-
2025年12月末現在	2,028,437,394	-	1.6273	-
2026年1月末現在	2,149,713,423	-	1.6489	-

分配の推移

	1口当たりの分配金(円)
第1期	-
第2期	-
第3期	-
第4期	-
第5期	-
第6期	-
2025年8月5日～2026年2月4日	-

収益率の推移

	収益率(%)
第1期	10.1
第2期	19.7
第3期	3.0
第4期	10.9
第5期	10.3
第6期	6.6
2025年8月5日～2026年2月4日	15.2

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。なお、第1期計算期間については、前期末基準価額を10,000円（1万口当たり）として計算しています。

「ブラックロックLifePathファンド2065」

(1) 投資状況

資産の種類	金額(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	2,357,483,006	98.68
内 日本	2,357,483,006	98.68
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	31,600,795	1.32
純資産総額	2,389,083,801	100.00

(2) 運用実績

純資産の推移

2026年1月末現在、同日前1年以内における各月末および各計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額(円)		1口当たりの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期(2020年8月3日)	23,403,099	(同左)	0.8950	(同左)
第2期(2021年8月2日)	115,354,837	(同左)	1.0723	(同左)
第3期(2022年8月2日)	588,758,159	(同左)	1.1044	(同左)
第4期(2023年8月2日)	859,737,284	(同左)	1.2238	(同左)
第5期(2024年8月2日)	1,456,164,413	(同左)	1.3520	(同左)
第6期(2025年8月4日)	1,957,532,603	(同左)	1.4456	(同左)
2025年1月末現在	1,877,490,908	-	1.4354	-
2025年2月末現在	1,826,745,750	-	1.3866	-
2025年3月末現在	1,823,204,664	-	1.3591	-
2025年4月末現在	1,784,142,448	-	1.3428	-
2025年5月末現在	1,880,170,468	-	1.3881	-
2025年6月末現在	1,951,970,908	-	1.4365	-
2025年7月末現在	1,980,395,182	-	1.4673	-
2025年8月末現在	2,035,390,337	-	1.4850	-
2025年9月末現在	2,123,377,749	-	1.5295	-
2025年10月末現在	2,282,391,184	-	1.6332	-
2025年11月末現在	2,331,093,519	-	1.6228	-
2025年12月末現在	2,344,654,187	-	1.6284	-
2026年1月末現在	2,389,083,801	-	1.6505	-

分配の推移

	1口当たりの分配金(円)
第1期	-
第2期	-
第3期	-
第4期	-
第5期	-
第6期	-
2025年8月5日～2026年2月4日	-

収益率の推移

	収益率(%)
第1期	10.5
第2期	19.8
第3期	3.0
第4期	10.8
第5期	10.5
第6期	6.9
2025年8月5日～2026年2月4日	15.4

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。なお、第1期計算期間については、前期末基準価額を10,000円（1万口当たり）として計算しています。

「ブラックロックLifePathファンド2070」

(1) 投資状況

資産の種類	金額(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	38,491,773	98.82
内 日本	38,491,773	98.82
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	458,465	1.18
純資産総額	38,950,238	100.00

(2) 運用実績

純資産の推移

2026年1月末現在、同日前1年以内における各月末および各計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額(円)		1口当たりの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期(2025年8月4日)	10,699,995	(同左)	1.0049	(同左)
2025年1月末現在	999,501	-	0.9995	-
2025年2月末現在	965,004	-	0.9650	-
2025年3月末現在	946,127	-	0.9461	-
2025年4月末現在	2,226,285	-	0.9338	-
2025年5月末現在	3,456,639	-	0.9655	-
2025年6月末現在	5,558,106	-	0.9990	-
2025年7月末現在	10,860,426	-	1.0200	-
2025年8月末現在	12,778,818	-	1.0324	-
2025年9月末現在	20,956,109	-	1.0633	-
2025年10月末現在	22,344,858	-	1.1348	-
2025年11月末現在	23,568,559	-	1.1293	-
2025年12月末現在	24,746,436	-	1.1320	-
2026年1月末現在	38,950,238	-	1.1437	-

分配の推移

	1口当たりの分配金(円)
第1期	-
2025年8月5日~2026年2月4日	-

収益率の推移

	収益率(%)
第1期	0.5
2025年8月5日~2026年2月4日	14.9

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額(分配金の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配金の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。なお、第1期計算期間については、前期末基準価額を10,000円(1万口当たり)として計算しています。

(参考情報)

「国内債券インデックス・マザーファンド」

投資状況

資産の種類	金額(円)	投資比率(%)
国債証券	41,404,271,050	85.12
内 日本	41,404,271,050	85.12
地方債証券	2,536,604,044	5.21
内 日本	2,536,604,044	5.21
特殊債券	1,520,196,861	3.13
内 日本	1,520,196,861	3.13
社債券	3,104,126,890	6.38
内 日本	3,104,126,890	6.38
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	79,836,590	0.16
純資産総額	48,645,035,435	100.00

(注) 当ファンドは、ファミリーファンド方式による運用を行っているため、実質の運用はマザーファンドにおいて行っております。

「先進国債券インデックス・マザーファンド」
投資状況

資産の種類	金額(円)	投資比率(%)
国債証券	64,757,142,501	98.62
内 アメリカ	29,284,189,295	44.60
内 中国	7,609,092,329	11.59
内 フランス	4,764,226,997	7.26
内 イタリア	4,432,297,401	6.75
内 イギリス	3,809,785,441	5.80
内 ドイツ	3,727,372,414	5.68
内 スペイン	2,874,912,321	4.38
内 カナダ	1,385,292,183	2.11
内 ベルギー	980,925,646	1.49
内 オーストラリア	837,342,787	1.28
内 オランダ	781,641,273	1.19
内 オーストリア	716,046,774	1.09
内 メキシコ	602,755,631	0.92
内 ポーランド	478,376,192	0.73
内 ポルトガル	393,337,169	0.60
内 フィンランド	352,913,055	0.54
内 マレーシア	340,728,419	0.52
内 アイルランド	291,572,192	0.44
内 イスラエル	275,922,657	0.42
内 シンガポール	250,658,417	0.38
内 ニュージーランド	202,857,009	0.31
内 デンマーク	134,405,658	0.20
内 スウェーデン	117,367,004	0.18
内 ノルウェー	113,124,237	0.17
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	904,547,629	1.38
純資産総額	65,661,690,130	100.00

(注) 当ファンドは、ファミリーファンド方式による運用を行っているため、実質の運用はマザーファンドにおいて行っております。

「国内株式インデックス・マザーファンド」
投資状況

資産の種類	金額(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	26,814,133,560	98.99
内 日本	26,814,133,560	98.99
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	273,719,788	1.01
純資産総額	27,087,853,348	100.00

(注) 当ファンドは、ファミリーファンド方式による運用を行っているため、実質の運用はマザーファンドにおいて行っております。

「先進国株式インデックス・マザーファンド」
投資状況

資産の種類	金額(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	45,107,145,319	99.80
内 アメリカ	35,354,441,048	78.23
内 アイルランド	7,961,457,997	17.62
内 カナダ	1,791,246,274	3.96
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	88,301,957	0.20
純資産総額	45,195,447,276	100.00

(注) 当ファンドは、ファミリー・ファンド方式による運用を行っているため、実質の運用はマザ - ファンドにおいて
行っております。

「新興国株式インデックス・マザーファンド」
投資状況

資産の種類	金額(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	3,450,101,292	99.85
内 アメリカ	3,450,101,292	99.85
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	5,111,599	0.15
純資産総額	3,455,212,891	100.00

(注) 当ファンドは、ファミリーファンド方式による運用を行っているため、実質の運用はマザーファンドにおいて行っております。

「国内リート・インデックス・マザーファンド」
投資状況

資産の種類	金額(円)	投資比率(%)
投資証券	4,355,431,150	97.24
内 日本	4,355,431,150	97.24
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	123,513,979	2.76
純資産総額	4,478,945,129	100.00

(注) 当ファンドは、ファミリーファンド方式による運用を行っているため、実質の運用はマザーファンドにおいて行っております。

「先進国リート・インデックス・マザーファンド」
投資状況

資産の種類	金額(円)	投資比率(%)
株式	39,462,646	0.54
内 アメリカ	23,359,846	0.32
内 オーストラリア	6,503,529	0.09
内 オランダ	5,807,524	0.08
内 シンガポール	2,880,952	0.04
内 カナダ	910,795	0.01
投資証券	6,997,694,774	96.38
内 アメリカ	5,403,682,985	74.43
内 オーストラリア	543,051,480	7.48
内 イギリス	312,729,435	4.31
内 シンガポール	251,608,376	3.47
内 フランス	155,880,745	2.15
内 カナダ	91,882,688	1.27
内 ベルギー	85,040,072	1.17
内 香港	59,973,972	0.83
内 スペイン	36,325,992	0.50
内 韓国	15,175,488	0.21
内 イスラエル	13,927,668	0.19
内 ニュージーランド	8,348,154	0.11
内 ガーンジー	7,907,148	0.11
内 オランダ	5,857,137	0.08
内 アイルランド	2,846,553	0.04
内 ドイツ	2,164,535	0.03
内 イタリア	1,292,346	0.02
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	223,254,404	3.07
純資産総額	7,260,411,824	100.00

(注) 当ファンドは、ファミリーファンド方式による運用を行っているため、実質の運用はマザーファンドにおいて行っております。

2【設定及び解約の実績】

「ブラックロックLifePathファンド2025」

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第1期	3,257,845,349	380,628,257	2,877,217,092
第2期	211,258,561	574,821,117	2,513,654,536
第3期	623,383,129	345,829,265	2,791,208,400
第4期	437,298,003	529,139,547	2,699,366,856
第5期	369,051,157	546,046,948	2,522,371,065
第6期	238,474,617	521,207,929	2,239,637,753
2025年8月5日～ 2026年2月4日	87,731,894	276,647,301	2,050,722,346

「ブラックロックLifePathファンド2030」

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第1期	14,675,524	1,109,376	13,566,148
第2期	14,898,562	14,936,272	13,528,438
第3期	3,857,981,178	345,007,760	3,526,501,856
第4期	677,822,411	558,736,169	3,645,588,098
第5期	2,503,573,218	538,642,818	5,610,518,498
第6期	1,280,351,229	716,388,852	6,174,480,875
第7期	1,798,173,216	860,591,626	7,112,062,465
第8期	2,067,751,172	1,348,153,024	7,831,660,613
2025年8月5日～ 2026年2月4日	748,363,414	829,425,331	7,750,598,696

「ブラックロックLifePathファンド2035」

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第1期	2,365,501	268,405	2,097,096
第2期	15,364,888	1,257,714	16,204,270
第3期	3,929,902,522	260,492,170	3,685,614,622
第4期	481,921,526	374,413,205	3,793,122,943
第5期	1,968,928,050	308,592,656	5,453,458,337
第6期	1,090,525,547	477,459,004	6,066,524,880
第7期	1,402,736,923	653,658,607	6,815,603,196
第8期	1,737,443,591	897,117,448	7,655,929,339
2025年8月5日～ 2026年2月4日	650,859,672	605,394,363	7,701,394,648

「ブラックロックLifePathファンド2040」

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第1期	1,683,579	-	1,683,579
第2期	35,375,919	4,838,338	32,221,160
第3期	2,062,516,308	116,862,219	1,977,875,249
第4期	380,533,761	202,073,553	2,156,335,457
第5期	1,267,764,772	183,700,937	3,240,399,292
第6期	863,624,948	286,663,921	3,817,360,319
第7期	1,157,617,076	409,333,509	4,565,643,886
第8期	1,376,704,629	519,333,421	5,423,015,094
2025年8月5日～ 2026年2月4日	552,963,412	350,533,644	5,625,444,862

「ブラックロックLifePathファンド2045」

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第1期	2,803,345	265,153	2,538,192
第2期	15,851,395	1,180,650	17,208,937
第3期	1,104,736,239	46,662,052	1,075,283,124
第4期	265,027,873	118,813,366	1,221,497,631
第5期	795,950,998	129,352,300	1,888,096,329
第6期	612,669,645	186,946,743	2,313,819,231
第7期	859,157,940	285,682,076	2,887,295,095
第8期	980,264,590	347,471,465	3,520,088,220
2025年8月5日～ 2026年2月4日	418,043,975	201,130,996	3,737,001,199

「ブラックロックLifePathファンド2050」

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第1期	2,967,202	-	2,967,202
第2期	6,766,275	2,061,213	7,672,264
第3期	345,482,022	45,830,136	307,324,150
第4期	175,436,661	71,477,600	411,283,211
第5期	621,338,502	78,415,138	954,206,575
第6期	477,401,347	186,734,171	1,244,873,751
第7期	728,478,129	169,702,236	1,803,649,644
第8期	905,150,868	317,228,954	2,391,571,558
2025年8月5日～ 2026年2月4日	346,518,819	208,900,850	2,529,189,527

「ブラックロックLifePathファンド2055」

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第1期	1,000,000	-	1,000,000
第2期	6,859,967	5,255,174	2,604,793
第3期	27,932,985	7,734,893	22,802,885
第4期	381,193,865	44,636,140	359,360,610
第5期	302,361,226	139,905,731	521,816,105
第6期	733,715,877	166,033,035	1,089,498,947
第7期	604,440,787	286,755,146	1,407,184,588
第8期	807,775,239	322,593,575	1,892,366,252
第9期	810,323,186	343,633,975	2,359,055,463
2025年8月5日～ 2026年2月4日	363,460,755	176,366,393	2,546,149,825

「ブラックロックLifePathファンド2060」

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第1期	8,798,364	1,523,918	7,274,446
第2期	45,104,407	24,236,070	28,142,783
第3期	214,861,957	55,936,248	187,068,492
第4期	242,058,495	83,672,573	345,454,414
第5期	503,053,750	149,785,585	698,722,579
第6期	620,733,621	203,452,823	1,116,003,377
2025年8月5日～ 2026年2月4日	313,646,845	120,857,439	1,308,792,783

「ブラックロックLifePathファンド2065」

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第1期	44,298,027	18,148,916	26,149,111
第2期	142,883,156	61,457,483	107,574,784
第3期	575,790,265	150,249,778	533,115,271
第4期	360,331,271	190,939,912	702,506,630
第5期	652,350,597	277,813,130	1,077,044,097
第6期	727,354,475	450,272,443	1,354,126,129
2025年8月5日～ 2026年2月4日	342,669,968	246,233,734	1,450,562,363

「ブラックロックLifePathファンド2070」

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第1期	11,005,903	358,189	10,647,714
2025年8月5日～ 2026年2月4日	39,072,837	14,504,796	35,215,755

3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第284条及び第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づき作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間(2025年8月5日から2026年2月4日まで)の中間財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による中間監査を受けております。

(3) 当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っておりますので、参考情報として「国内債券インデックス・マザーファンド」、「先進国債券インデックス・マザーファンド」、「国内株式インデックス・マザーファンド」、「先進国株式インデックス・マザーファンド」、「新興国株式インデックス・マザーファンド」、「国内リート・インデックス・マザーファンド」、「先進国リート・インデックス・マザーファンド」の貸借対照表及び注記表を記載しております。

なお、当該参考情報は監査意見の対象外となっております。

【中間財務諸表】

【ブラックロックLifePathファンド2025】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位:円)

	前計算期間末 (2025年8月4日現在)	当中間計算期間末 (2026年2月4日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	8,508,027	9,526,022
親投資信託受益証券	2,483,650,961	2,339,985,043
流動資産合計	2,492,158,988	2,349,511,065
資産合計	2,492,158,988	2,349,511,065
負債の部		
流動負債		
未払解約金	3,211,292	4,758,394
未払受託者報酬	355,264	334,887
未払委託者報酬	4,263,766	4,019,111
その他未払費用	490,784	475,604
流動負債合計	8,321,106	9,587,996
負債合計	8,321,106	9,587,996
純資産の部		
元本等		
元本	2,239,637,753	2,050,722,346
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	244,200,129	289,200,723
(分配準備積立金)	154,220,666	135,532,016
元本等合計	2,483,837,882	2,339,923,069
純資産合計	2,483,837,882	2,339,923,069
負債純資産合計	2,492,158,988	2,349,511,065

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位 : 円)

	前中間計算期間 (自 2024年 8 月 3 日 至 2025年 2 月 2 日)	当中間計算期間 (自 2025年 8 月 5 日 至 2026年 2 月 4 日)
営業収益		
有価証券売買等損益	38,295,525	74,118,404
営業収益合計	38,295,525	74,118,404
営業費用		
受託者報酬	389,517	334,887
委託者報酬	4,674,717	4,019,111
その他費用	490,912	475,604
営業費用合計	5,555,146	4,829,602
営業利益又は営業損失 ()	32,740,379	69,288,802
経常利益又は経常損失 ()	32,740,379	69,288,802
中間純利益又は中間純損失 ()	32,740,379	69,288,802
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額 ()	2,614,027	5,705,287
期首剰余金又は期首欠損金 ()	274,563,868	244,200,129
剰余金増加額又は欠損金減少額	16,678,905	11,671,060
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	16,678,905	11,671,060
剰余金減少額又は欠損金増加額	20,642,190	30,253,981
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	20,642,190	30,253,981
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金 ()	300,726,935	289,200,723

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	前計算期間末 (2025年8月4日現在)	当中間計算期間末 (2026年2月4日現在)
1 当該中間計算期間の末日における 受益権総数	2,239,637,753口	2,050,722,346口
2 1口当たり純資産額	1.1090円	1.1410円

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

前計算期間末 (2025年8月4日現在)	当中間計算期間末 (2026年2月4日現在)
<p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>	<p>1 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>
<p>2 時価の算定方法 (1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務) これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p>	<p>2 時価の算定方法 (1) 有価証券 同左 (2) 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務) 同左</p>
<p>3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左</p>
<p>4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。</p>	<p>4 金銭債権の中間計算期間末日後の償還予定額 同左</p>

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則(令和3年9月24日改正内閣府令第61号)第2条第5項に従い、記載を省略しております。

(その他の注記)

1 期中元本変動額

項目	前計算期間末 (2025年8月4日現在)	当中間計算期間末 (2026年2月4日現在)
期首元本額	2,522,371,065円	2,239,637,753円
期中追加設定元本額	238,474,617円	87,731,894円
期中一部解約元本額	521,207,929円	276,647,301円

2 有価証券関係

該当事項はありません。

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

【ブラックロックLifePathファンド2030】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位:円)

	前計算期間末 (2025年8月4日現在)	当中間計算期間末 (2026年2月4日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	88,172,920	105,822,177
親投資信託受益証券	9,323,603,753	9,615,943,058
流動資産合計	9,411,776,673	9,721,765,235
資産合計	9,411,776,673	9,721,765,235
負債の部		
流動負債		
未払解約金	5,564,472	40,925,027
未払受託者報酬	1,249,497	1,331,299
未払委託者報酬	14,994,422	15,976,202
その他未払費用	599,684	587,364
流動負債合計	22,408,075	58,819,892
負債合計	22,408,075	58,819,892
純資産の部		
元本等		
元本	7,831,660,613	7,750,598,696
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	1,557,707,985	1,912,346,647
(分配準備積立金)	554,198,364	498,121,461
元本等合計	9,389,368,598	9,662,945,343
純資産合計	9,389,368,598	9,662,945,343
負債純資産合計	9,411,776,673	9,721,765,235

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	前中間計算期間 (自 2024年8月3日 至 2025年2月2日)	当中間計算期間 (自 2025年8月5日 至 2026年2月4日)
営業収益		
有価証券売買等損益	161,563,066	389,711,309
営業収益合計	161,563,066	389,711,309
営業費用		
受託者報酬	1,224,994	1,331,299
委託者報酬	14,700,345	15,976,202
その他費用	598,000	587,364
営業費用合計	16,523,339	17,894,865
営業利益又は営業損失()	145,039,727	371,816,444
経常利益又は経常損失()	145,039,727	371,816,444
中間純利益又は中間純損失()	145,039,727	371,816,444
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額()	8,291,810	26,759,626
期首剰余金又は期首欠損金()	1,368,972,888	1,557,707,985
剰余金増加額又は欠損金減少額	225,184,730	175,594,512
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	225,184,730	175,594,512
剰余金減少額又は欠損金増加額	108,854,343	166,012,668
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	108,854,343	166,012,668
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金()	1,622,051,192	1,912,346,647

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	前計算期間末 (2025年8月4日現在)	当中間計算期間末 (2026年2月4日現在)
1 当該中間計算期間の末日における 受益権総数	7,831,660,613口	7,750,598,696口
2 1口当たり純資産額	1.1989円	1.2467円

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

前計算期間末 (2025年8月4日現在)	当中間計算期間末 (2026年2月4日現在)
<p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>	<p>1 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>
<p>2 時価の算定方法 (1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務) これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p>	<p>2 時価の算定方法 (1) 有価証券 同左 (2) 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務) 同左</p>
<p>3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左</p>
<p>4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。</p>	<p>4 金銭債権の中間計算期間末日後の償還予定額 同左</p>

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則(令和3年9月24日改正内閣府令第61号)第2条第5項に従い、記載を省略しております。

(その他の注記)

1 期中元本変動額

項目	前計算期間末 (2025年8月4日現在)	当中間計算期間末 (2026年2月4日現在)
期首元本額	7,112,062,465円	7,831,660,613円
期中追加設定元本額	2,067,751,172円	748,363,414円
期中一部解約元本額	1,348,153,024円	829,425,331円

2 有価証券関係

該当事項はありません。

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

【ブラックロックLifePathファンド2035】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位:円)

	前計算期間末 (2025年8月4日現在)	当中間計算期間末 (2026年2月4日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	57,072,609	151,875,603
親投資信託受益証券	9,925,030,677	10,466,681,935
流動資産合計	9,982,103,286	10,618,557,538
資産合計	9,982,103,286	10,618,557,538
負債の部		
流動負債		
未払解約金	26,897,696	42,322,107
未払受託者報酬	1,310,846	1,426,947
未払委託者報酬	16,255,054	17,211,585
その他未払費用	605,954	597,264
流動負債合計	45,069,550	61,557,903
負債合計	45,069,550	61,557,903
純資産の部		
元本等		
元本	7,655,929,339	7,701,394,648
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	2,281,104,397	2,855,604,987
(分配準備積立金)	823,921,651	761,051,360
元本等合計	9,937,033,736	10,556,999,635
純資産合計	9,937,033,736	10,556,999,635
負債純資産合計	9,982,103,286	10,618,557,538

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	前中間計算期間 (自 2024年8月3日 至 2025年2月2日)	当中間計算期間 (自 2025年8月5日 至 2026年2月4日)
営業収益		
有価証券売買等損益	222,673,515	574,675,055
営業収益合計	222,673,515	574,675,055
営業費用		
受託者報酬	1,272,395	1,426,947
委託者報酬	15,778,360	17,211,585
その他費用	602,784	597,264
営業費用合計	17,653,539	19,235,796
営業利益又は営業損失()	205,019,976	555,439,259
経常利益又は経常損失()	205,019,976	555,439,259
中間純利益又は中間純損失()	205,019,976	555,439,259
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額()	9,116,023	28,086,072
期首剰余金又は期首欠損金()	1,913,896,233	2,281,104,397
剰余金増加額又は欠損金減少額	276,456,186	228,351,254
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	276,456,186	228,351,254
剰余金減少額又は欠損金増加額	110,927,728	181,203,851
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	110,927,728	181,203,851
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金()	2,275,328,644	2,855,604,987

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	前計算期間末 (2025年 8 月 4 日現在)	当中間計算期間末 (2026年 2 月 4 日現在)
1 当該中間計算期間の末日における 受益権総数	7,655,929,339口	7,701,394,648口
2 1口当たり純資産額	1.2980円	1.3708円

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

前計算期間末 (2025年8月4日現在)	当中間計算期間末 (2026年2月4日現在)
<p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>	<p>1 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>
<p>2 時価の算定方法 (1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務) これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p>	<p>2 時価の算定方法 (1) 有価証券 同左 (2) 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務) 同左</p>
<p>3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左</p>
<p>4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。</p>	<p>4 金銭債権の中間計算期間末日後の償還予定額 同左</p>

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則(令和3年9月24日改正内閣府令第61号)第2条第5項に従い、記載を省略しております。

(その他の注記)

1 期中元本変動額

項目	前計算期間末 (2025年8月4日現在)	当中間計算期間末 (2026年2月4日現在)
期首元本額	6,815,603,196円	7,655,929,339円
期中追加設定元本額	1,737,443,591円	650,859,672円
期中一部解約元本額	897,117,448円	605,394,363円

2 有価証券関係

該当事項はありません。

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

【ブラックロックLifePathファンド2040】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位:円)

	前計算期間末 (2025年8月4日現在)	当中間計算期間末 (2026年2月4日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	72,805,546	89,323,501
親投資信託受益証券	7,274,911,551	8,099,527,208
流動資産合計	7,347,717,097	8,188,850,709
資産合計	7,347,717,097	8,188,850,709
負債の部		
流動負債		
未払解約金	11,319,704	12,827,997
未払受託者報酬	945,225	1,081,890
未払委託者報酬	11,721,441	13,415,914
その他未払費用	558,434	553,704
流動負債合計	24,544,804	27,879,505
負債合計	24,544,804	27,879,505
純資産の部		
元本等		
元本	5,423,015,094	5,625,444,862
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	1,900,157,199	2,535,526,342
(分配準備積立金)	750,541,780	704,191,457
元本等合計	7,323,172,293	8,160,971,204
純資産合計	7,323,172,293	8,160,971,204
負債純資産合計	7,347,717,097	8,188,850,709

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	前中間計算期間 (自 2024年8月3日 至 2025年2月2日)	当中間計算期間 (自 2025年8月5日 至 2026年2月4日)
営業収益		
有価証券売買等損益	203,415,516	564,805,688
営業収益合計	203,415,516	564,805,688
営業費用		
受託者報酬	894,189	1,081,890
委託者報酬	11,088,408	13,415,914
その他費用	551,080	553,704
営業費用合計	12,533,677	15,051,508
営業利益又は営業損失()	190,881,839	549,754,180
経常利益又は経常損失()	190,881,839	549,754,180
中間純利益又は中間純損失()	190,881,839	549,754,180
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額()	5,492,764	21,527,628
期首剰余金又は期首欠損金()	1,452,667,206	1,900,157,199
剰余金増加額又は欠損金減少額	244,740,351	230,735,662
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	244,740,351	230,735,662
剰余金減少額又は欠損金増加額	71,456,914	123,593,071
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	71,456,914	123,593,071
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金()	1,811,339,718	2,535,526,342

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	前計算期間末 (2025年8月4日現在)	当中間計算期間末 (2026年2月4日現在)
1 当該中間計算期間の末日における 受益権総数	5,423,015,094口	5,625,444,862口
2 1口当たり純資産額	1.3504円	1.4507円

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

前計算期間末 (2025年8月4日現在)	当中間計算期間末 (2026年2月4日現在)
<p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>	<p>1 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>
<p>2 時価の算定方法 (1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務) これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p>	<p>2 時価の算定方法 (1) 有価証券 同左 (2) 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務) 同左</p>
<p>3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左</p>
<p>4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。</p>	<p>4 金銭債権の中間計算期間末日後の償還予定額 同左</p>

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則(令和3年9月24日改正内閣府令第61号)第2条第5項に従い、記載を省略しております。

(その他の注記)

1 期中元本変動額

項目	前計算期間末 (2025年8月4日現在)	当中間計算期間末 (2026年2月4日現在)
期首元本額	4,565,643,886円	5,423,015,094円
期中追加設定元本額	1,376,704,629円	552,963,412円
期中一部解約元本額	519,333,421円	350,533,644円

2 有価証券関係

該当事項はありません。

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

【ブラックロックLifePathファンド2045】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位:円)

	前計算期間末 (2025年8月4日現在)	当中間計算期間末 (2026年2月4日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	81,118,842	51,776,120
親投資信託受益証券	5,211,504,906	6,108,543,952
流動資産合計	5,292,623,748	6,160,320,072
資産合計	5,292,623,748	6,160,320,072
負債の部		
流動負債		
未払解約金	17,193,882	13,304,491
未払受託者報酬	669,575	797,092
未払委託者報酬	8,119,040	9,721,012
その他未払費用	524,004	519,604
流動負債合計	26,506,501	24,342,199
負債合計	26,506,501	24,342,199
純資産の部		
元本等		
元本	3,520,088,220	3,737,001,199
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	1,746,029,027	2,398,976,674
(分配準備積立金)	632,590,489	598,333,450
元本等合計	5,266,117,247	6,135,977,873
純資産合計	5,266,117,247	6,135,977,873
負債純資産合計	5,292,623,748	6,160,320,072

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	前中間計算期間 (自 2024年8月3日 至 2025年2月2日)	当中間計算期間 (自 2025年8月5日 至 2026年2月4日)
営業収益		
有価証券売買等損益	180,289,138	535,848,675
営業収益合計	180,289,138	535,848,675
営業費用		
受託者報酬	624,186	797,092
委託者報酬	7,531,066	9,721,012
その他費用	516,672	519,604
営業費用合計	8,671,924	11,037,708
営業利益又は営業損失()	171,617,214	524,810,967
経常利益又は経常損失()	171,617,214	524,810,967
中間純利益又は中間純損失()	171,617,214	524,810,967
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額()	5,281,426	17,551,658
期首剰余金又は期首欠損金()	1,278,481,197	1,746,029,027
剰余金増加額又は欠損金減少額	236,622,759	246,172,224
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	236,622,759	246,172,224
剰余金減少額又は欠損金増加額	68,710,675	100,483,886
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	68,710,675	100,483,886
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金()	1,612,729,069	2,398,976,674

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	前計算期間末 (2025年8月4日現在)	当中間計算期間末 (2026年2月4日現在)
1 当該中間計算期間の末日における 受益権総数	3,520,088,220口	3,737,001,199口
2 1口当たり純資産額	1.4960円	1.6420円

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

前計算期間末 (2025年8月4日現在)	当中間計算期間末 (2026年2月4日現在)
<p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>	<p>1 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>
<p>2 時価の算定方法 (1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務) これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p>	<p>2 時価の算定方法 (1) 有価証券 同左 (2) 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務) 同左</p>
<p>3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左</p>
<p>4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。</p>	<p>4 金銭債権の中間計算期間末日後の償還予定額 同左</p>

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則(令和3年9月24日改正内閣府令第61号)第2条第5項に従い、記載を省略しております。

(その他の注記)

1 期中元本変動額

項目	前計算期間末 (2025年8月4日現在)	当中間計算期間末 (2026年2月4日現在)
期首元本額	2,887,295,095円	3,520,088,220円
期中追加設定元本額	980,264,590円	418,043,975円
期中一部解約元本額	347,471,465円	201,130,996円

2 有価証券関係

該当事項はありません。

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

【ブラックロックLifePathファンド2050】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位:円)

	前計算期間末 (2025年8月4日現在)	当中間計算期間末 (2026年2月4日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	23,590,528	51,784,723
親投資信託受益証券	3,658,614,545	4,322,904,344
流動資産合計	3,682,205,073	4,374,689,067
資産合計	3,682,205,073	4,374,689,067
負債の部		
流動負債		
未払解約金	5,383,720	11,310,899
未払受託者報酬	465,686	558,993
未払委託者報酬	5,617,729	6,708,373
その他未払費用	496,724	493,754
流動負債合計	11,963,859	19,072,019
負債合計	11,963,859	19,072,019
純資産の部		
元本等		
元本	2,391,571,558	2,529,189,527
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	1,278,669,656	1,826,427,521
(分配準備積立金)	411,239,679	377,400,073
元本等合計	3,670,241,214	4,355,617,048
純資産合計	3,670,241,214	4,355,617,048
負債純資産合計	3,682,205,073	4,374,689,067

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位 : 円)

	前中間計算期間 (自 2024年 8 月 3 日 至 2025年 2 月 2 日)	当中間計算期間 (自 2025年 8 月 5 日 至 2026年 2 月 4 日)
営業収益		
有価証券売買等損益	143,762,687	463,257,321
営業収益合計	143,762,687	463,257,321
営業費用		
受託者報酬	408,995	558,993
委託者報酬	4,933,896	6,708,373
その他費用	487,600	493,754
営業費用合計	5,830,491	7,761,120
営業利益又は営業損失()	137,932,196	455,496,201
経常利益又は経常損失()	137,932,196	455,496,201
中間純利益又は中間純損失()	137,932,196	455,496,201
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額()	5,235,853	20,937,730
期首剰余金又は期首欠損金()	829,669,499	1,278,669,656
剰余金増加額又は欠損金減少額	268,447,656	225,897,275
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	268,447,656	225,897,275
剰余金減少額又は欠損金増加額	54,799,651	112,697,881
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	54,799,651	112,697,881
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金()	1,176,013,847	1,826,427,521

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	前計算期間末 (2025年8月4日現在)	当中間計算期間末 (2026年2月4日現在)
1 当該中間計算期間の末日における 受益権総数	2,391,571,558口	2,529,189,527口
2 1口当たり純資産額	1.5347円	1.7221円

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

前計算期間末 (2025年8月4日現在)	当中間計算期間末 (2026年2月4日現在)
<p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>	<p>1 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>
<p>2 時価の算定方法 (1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務) これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p>	<p>2 時価の算定方法 (1) 有価証券 同左 (2) 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務) 同左</p>
<p>3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左</p>
<p>4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。</p>	<p>4 金銭債権の中間計算期間末日後の償還予定額 同左</p>

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則(令和3年9月24日改正内閣府令第61号)第2条第5項に従い、記載を省略しております。

(その他の注記)

1 期中元本変動額

項目	前計算期間末 (2025年8月4日現在)	当中間計算期間末 (2026年2月4日現在)
期首元本額	1,803,649,644円	2,391,571,558円
期中追加設定元本額	905,150,868円	346,518,819円
期中一部解約元本額	317,228,954円	208,900,850円

2 有価証券関係

該当事項はありません。

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

【ブラックロックLifePathファンド2055】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位:円)

	前計算期間末 (2025年8月4日現在)	当中間計算期間末 (2026年2月4日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	25,406,157	40,149,917
親投資信託受益証券	4,057,022,221	5,002,708,948
流動資産合計	4,082,428,378	5,042,858,865
資産合計	4,082,428,378	5,042,858,865
負債の部		
流動負債		
未払解約金	10,945,194	12,601,623
未払受託者報酬	511,630	637,370
未払委託者報酬	6,034,479	7,433,970
その他未払費用	503,984	499,584
流動負債合計	17,995,287	21,172,547
負債合計	17,995,287	21,172,547
純資産の部		
元本等		
元本	2,359,055,463	2,546,149,825
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	1,705,377,628	2,475,536,493
(分配準備積立金)	541,250,103	503,784,640
元本等合計	4,064,433,091	5,021,686,318
純資産合計	4,064,433,091	5,021,686,318
負債純資産合計	4,082,428,378	5,042,858,865

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	前中間計算期間 (自 2024年8月3日 至 2025年2月2日)	当中間計算期間 (自 2025年8月5日 至 2026年2月4日)
営業収益		
有価証券売買等損益	186,953,775	615,741,608
営業収益合計	186,953,775	615,741,608
営業費用		
受託者報酬	465,876	637,370
委託者報酬	5,461,997	7,433,970
その他費用	495,696	499,584
営業費用合計	6,423,569	8,570,924
営業利益又は営業損失()	180,530,206	607,170,684
経常利益又は経常損失()	180,530,206	607,170,684
中間純利益又は中間純損失()	180,530,206	607,170,684
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額()	7,953,741	27,224,471
期首剰余金又は期首欠損金()	1,173,556,324	1,705,377,628
剰余金増加額又は欠損金減少額	293,812,300	319,258,673
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	293,812,300	319,258,673
剰余金減少額又は欠損金増加額	106,729,491	129,046,021
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	106,729,491	129,046,021
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金()	1,533,215,598	2,475,536,493

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	前計算期間末 (2025年 8 月 4 日現在)	当中間計算期間末 (2026年 2 月 4 日現在)
1 当該中間計算期間の末日における 受益権総数	2,359,055,463口	2,546,149,825口
2 1口当たり純資産額	1.7229円	1.9723円

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

前計算期間末 (2025年8月4日現在)	当中間計算期間末 (2026年2月4日現在)
<p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>	<p>1 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>
<p>2 時価の算定方法 (1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務) これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p>	<p>2 時価の算定方法 (1) 有価証券 同左 (2) 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務) 同左</p>
<p>3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左</p>
<p>4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。</p>	<p>4 金銭債権の中間計算期間末日後の償還予定額 同左</p>

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則(令和3年9月24日改正内閣府令第61号)第2条第5項に従い、記載を省略しております。

(その他の注記)

1 期中元本変動額

項目	前計算期間末 (2025年8月4日現在)	当中間計算期間末 (2026年2月4日現在)
期首元本額	1,892,366,252円	2,359,055,463円
期中追加設定元本額	810,323,186円	363,460,755円
期中一部解約元本額	343,633,975円	176,366,393円

2 有価証券関係

該当事項はありません。

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

【ブラックロックLifePathファンド2060】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	前計算期間末 (2025年8月4日現在)	当中間計算期間末 (2026年2月4日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	17,840,724	21,860,816
親投資信託受益証券	1,604,249,946	2,163,916,137
流動資産合計	1,622,090,670	2,185,776,953
資産合計	1,622,090,670	2,185,776,953
負債の部		
流動負債		
未払解約金	5,966,294	1,775,021
未払受託者報酬	195,533	263,845
未払委託者報酬	2,282,530	3,061,300
その他未払費用	463,724	459,874
流動負債合計	8,908,081	5,560,040
負債合計	8,908,081	5,560,040
純資産の部		
元本等		
元本	1,116,003,377	1,308,792,783
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	497,179,212	871,424,130
(分配準備積立金)	130,745,602	118,217,828
元本等合計	1,613,182,589	2,180,216,913
純資産合計	1,613,182,589	2,180,216,913
負債純資産合計	1,622,090,670	2,185,776,953

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	前中間計算期間 (自 2024年8月3日 至 2025年2月2日)	当中間計算期間 (自 2025年8月5日 至 2026年2月4日)
営業収益		
有価証券売買等損益	62,550,214	266,232,928
営業収益合計	62,550,214	266,232,928
営業費用		
受託者報酬	153,134	263,845
委託者報酬	1,785,967	3,061,300
その他費用	455,216	459,874
営業費用合計	2,394,317	3,785,019
営業利益又は営業損失()	60,155,897	262,447,909
経常利益又は経常損失()	60,155,897	262,447,909
中間純利益又は中間純損失()	60,155,897	262,447,909
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額()	3,509,915	14,737,177
期首剰余金又は期首欠損金()	248,886,965	497,179,212
剰余金増加額又は欠損金減少額	135,721,387	181,667,470
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	135,721,387	181,667,470
剰余金減少額又は欠損金増加額	32,997,254	55,133,284
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	32,997,254	55,133,284
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金()	408,257,080	871,424,130

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	前計算期間末 (2025年 8 月 4 日現在)	当中間計算期間末 (2026年 2 月 4 日現在)
1 当該中間計算期間の末日における 受益権総数	1,116,003,377口	1,308,792,783口
2 1口当たり純資産額	1.4455円	1.6658円

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

前計算期間末 (2025年8月4日現在)	当中間計算期間末 (2026年2月4日現在)
<p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>	<p>1 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>
<p>2 時価の算定方法 (1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務) これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p>	<p>2 時価の算定方法 (1) 有価証券 同左 (2) 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務) 同左</p>
<p>3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左</p>
<p>4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。</p>	<p>4 金銭債権の中間計算期間末日後の償還予定額 同左</p>

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則(令和3年9月24日改正内閣府令第61号)第2条第5項に従い、記載を省略しております。

(その他の注記)

1 期中元本変動額

項目	前計算期間末 (2025年8月4日現在)	当中間計算期間末 (2026年2月4日現在)
期首元本額	698,722,579円	1,116,003,377円
期中追加設定元本額	620,733,621円	313,646,845円
期中一部解約元本額	203,452,823円	120,857,439円

2 有価証券関係

該当事項はありません。

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

【ブラックロックLifePathファンド2065】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位:円)

	前計算期間末 (2025年8月4日現在)	当中間計算期間末 (2026年2月4日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	31,926,090	26,726,415
親投資信託受益証券	1,933,012,212	2,403,105,511
流動資産合計	1,964,938,302	2,429,831,926
資産合計	1,964,938,302	2,429,831,926
負債の部		
流動負債		
未払解約金	3,718,933	6,686,627
未払受託者報酬	255,000	307,544
未払委託者報酬	2,958,362	3,568,043
その他未払費用	473,404	466,584
流動負債合計	7,405,699	11,028,798
負債合計	7,405,699	11,028,798
純資産の部		
元本等		
元本	1,354,126,129	1,450,562,363
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	603,406,474	968,240,765
(分配準備積立金)	186,580,224	156,579,654
元本等合計	1,957,532,603	2,418,803,128
純資産合計	1,957,532,603	2,418,803,128
負債純資産合計	1,964,938,302	2,429,831,926

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	前中間計算期間 (自 2024年8月3日 至 2025年2月2日)	当中間計算期間 (自 2025年8月5日 至 2026年2月4日)
営業収益		
有価証券売買等損益	93,201,024	313,179,931
営業収益合計	93,201,024	313,179,931
営業費用		
受託者報酬	225,140	307,544
委託者報酬	2,612,043	3,568,043
その他費用	464,784	466,584
営業費用合計	3,301,967	4,342,171
営業利益又は営業損失()	89,899,057	308,837,760
経常利益又は経常損失()	89,899,057	308,837,760
中間純利益又は中間純損失()	89,899,057	308,837,760
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額()	5,612,795	31,048,870
期首剰余金又は期首欠損金()	379,120,316	603,406,474
剰余金増加額又は欠損金減少額	180,691,834	199,750,627
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	180,691,834	199,750,627
剰余金減少額又は欠損金増加額	72,330,263	112,705,226
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	72,330,263	112,705,226
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金()	571,768,149	968,240,765

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	前計算期間末 (2025年 8 月 4 日現在)	当中間計算期間末 (2026年 2 月 4 日現在)
1 当該中間計算期間の末日における 受益権総数	1,354,126,129口	1,450,562,363口
2 1口当たり純資産額	1.4456円	1.6675円

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

前計算期間末 (2025年8月4日現在)	当中間計算期間末 (2026年2月4日現在)
<p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>	<p>1 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>
<p>2 時価の算定方法 (1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務) これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p>	<p>2 時価の算定方法 (1) 有価証券 同左 (2) 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務) 同左</p>
<p>3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左</p>
<p>4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。</p>	<p>4 金銭債権の中間計算期間末日後の償還予定額 同左</p>

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則（令和3年9月24日改正内閣府令第61号）第2条第5項に従い、記載を省略しております。

(その他の注記)

1 期中元本変動額

項目	前計算期間末 (2025年8月4日現在)	当中間計算期間末 (2026年2月4日現在)
期首元本額	1,077,044,097円	1,354,126,129円
期中追加設定元本額	727,354,475円	342,669,968円
期中一部解約元本額	450,272,443円	246,233,734円

2 有価証券関係

該当事項はありません。

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

【ブラックロックLifePathファンド2070】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位:円)

	前計算期間末 (2025年8月4日現在)	当中間計算期間末 (2026年2月4日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	44,571	773,606
親投資信託受益証券	10,661,459	40,228,003
流動資産合計	10,706,030	41,001,609
資産合計	10,706,030	41,001,609
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	278,954
未払受託者報酬	355	2,939
未払委託者報酬	4,230	34,645
その他未払費用	1,450	11,903
流動負債合計	6,035	328,441
負債合計	6,035	328,441
純資産の部		
元本等		
元本	10,647,714	35,215,755
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	52,281	5,457,413
(分配準備積立金)	214,092	93,206
元本等合計	10,699,995	40,673,168
純資産合計	10,699,995	40,673,168
負債純資産合計	10,706,030	41,001,609

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	当中間計算期間 (自 2025年8月5日 至 2026年2月4日)
営業収益	
有価証券売買等損益	2,699,527
営業収益合計	2,699,527
営業費用	
受託者報酬	2,939
委託者報酬	34,645
その他費用	11,903
営業費用合計	49,487
営業利益又は営業損失()	2,650,040
経常利益又は経常損失()	2,650,040
中間純利益又は中間純損失()	2,650,040
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額()	733,117
期首剰余金又は期首欠損金()	52,281
剰余金増加額又は欠損金減少額	4,113,367
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	4,113,367
剰余金減少額又は欠損金増加額	625,158
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	625,158
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金()	5,457,413

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	前計算期間末 (2025年8月4日現在)	当中間計算期間末 (2026年2月4日現在)
1 当該中間計算期間の末日における 受益権総数	10,647,714口	35,215,755口
2 1口当たり純資産額	1.0049円	1.1550円

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

前計算期間末 (2025年8月4日現在)	当中間計算期間末 (2026年2月4日現在)
<p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>	<p>1 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>
<p>2 時価の算定方法 (1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務) これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p>	<p>2 時価の算定方法 (1) 有価証券 同左 (2) 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務) 同左</p>
<p>3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左</p>
<p>4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。</p>	<p>4 金銭債権の中間計算期間末日後の償還予定額 同左</p>

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則(令和3年9月24日改正内閣府令第61号)第2条第5項に従い、記載を省略しております。

(その他の注記)

1 期中元本変動額

項目	前計算期間末 (2025年8月4日現在)	当中間計算期間末 (2026年2月4日現在)
期首元本額	1,000,000円	10,647,714円
期中追加設定元本額	10,005,903円	39,072,837円
期中一部解約元本額	358,189円	14,504,796円

2 有価証券関係

該当事項はありません。

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(参考情報)

当ファンドは、「国内債券インデックス・マザーファンド」、「先進国債券インデックス・マザーファンド」、「国内株式インデックス・マザーファンド」、「先進国株式インデックス・マザーファンド」、「新興国株式インデックス・マザーファンド」、「国内リート・インデックス・マザーファンド」、「先進国リート・インデックス・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。同マザーファンドの2026年2月4日現在(以下「計算日」という)の状況は次の通りであります。

なお、以下に記載した情報は監査意見の対象外であります。

「国内債券インデックス・マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

項目	(2026年2月4日現在)
	金額(円)
資産の部	
流動資産	
金銭信託	14,542,130
国債証券	41,385,521,470
地方債証券	2,535,606,135
特殊債券	1,518,806,729
社債券	3,103,150,980
未収利息	174,683,073
前払費用	12,092,557
流動資産合計	48,744,403,074
資産合計	48,744,403,074
負債の部	
流動負債	
未払解約金	1,261,471
流動負債合計	1,261,471
負債合計	1,261,471
純資産の部	
元本等	
元本	51,119,345,934
剰余金	
剰余金又は欠損金()	2,376,204,331
元本等合計	48,743,141,603
純資産合計	48,743,141,603
負債純資産合計	48,744,403,074

(注) 親投資信託の計算期間は、原則として、毎年8月3日から翌年8月2日までであります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法

公社債は個別法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値)、金融機関の提示する価額(基準価額を含む)又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

(3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2026年2月4日現在)	
1 当該計算日における受益権総数		51,119,345,934口
2 投資信託財産の計算に関する規則 第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損	2,376,204,331円
3 1口当たり純資産額		0.9535円

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

(2026年2月4日現在)

- 1 貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
- 2 時価の算定方法
 - (1) 有価証券
「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。
 - (2) 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)
これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明
金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
- 4 金銭債権の計算日後の償還予定額
金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則(令和3年9月24日改正内閣府令第61号)第2条第5項に従い、記載を省略しております。

（その他の注記）

1 本報告書における開示対象ファンドの当該中間計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日における元本の内訳

（2026年2月4日現在）	
同中間計算期間の期首元本額	54,449,672,836円
同中間計算期間中の追加設定元本額	6,219,107,385円
同中間計算期間中の一部解約元本額	9,549,434,287円
同中間計算期間末日の元本額	51,119,345,934円
当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託の元本額は次の通りです。	
iシェアーズ 国内債券インデックス・ファンド	504,372,901円
国内債券インデックス・ファンド（適格機関投資家限定）	5,614,595,234円
国内債券インデックス・ファンドV A（適格機関投資家専用）	21,880,680円
ブラックロック世界分散投資ファンド	1,276,316,582円
マルチ・アセット投資戦略ファンド（適格機関投資家限定）	3,202,655,721円
ブラックロックLifePathファンド2055	1,447,486,660円
ブラックロックLifePathファンド2045	2,861,056,507円
ブラックロックLifePathファンド2035	6,499,335,006円
GTAAセレクト・ベガ 2019-03（適格機関投資家限定）	649,608,992円
GTAAセレクト・ベガ 2020-06（適格機関投資家限定）	854,181,547円
ブラックロック・つみたて・グローバルバランスファンド	6,390,126,389円
ブラックロックLifePathファンド2030	6,591,792,486円
ブラックロックLifePathファンド2040	4,471,055,600円
ブラックロックLifePathファンド2050	1,607,176,178円
マルチ・アセット投資戦略ファンド（年1回決算型 / 適格機関投資家限定）	5,416,962,612円
ブラックロックLifePathファンド2025	1,693,938,251円
マルチ・アセット投資戦略ファンド3（適格機関投資家限定）	840,409,656円
ブラックロックLifePathファンド2060	554,765,169円
ブラックロックLifePathファンド2065	611,346,756円
ブラックロックLifePathファンド2070	10,283,007円
合計	51,119,345,934円

2 有価証券関係

該当事項はありません。

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

「先進国債券インデックス・マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

項目	(2026年2月4日現在)
	金額(円)
資産の部	
流動資産	
預金	144,396,938
金銭信託	17,510,763
国債証券	65,613,979,476
派生商品評価勘定	57,323
未収入金	761,826,226
未収利息	646,922,439
前払費用	65,236,139
流動資産合計	67,249,929,304
資産合計	67,249,929,304
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	20,523
未払金	857,484,274
未払解約金	3,600,062
流動負債合計	861,104,859
負債合計	861,104,859
純資産の部	
元本等	
元本	37,379,345,593
剰余金	
剰余金又は欠損金()	29,009,478,852
元本等合計	66,388,824,445
純資産合計	66,388,824,445
負債純資産合計	67,249,929,304

(注) 親投資信託の計算期間は、原則として、毎年8月3日から翌年8月2日までであります。

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１ 有価証券の評価基準及び評価方法

公社債は個別法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（基準価額を含む）又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

(3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

２ デリバティブ等の評価基準及び評価方法

為替予約取引

個別法に基づき、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

３ 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

４ その他財務諸表作成のための基礎となる事項

外貨建資産等の会計処理

外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	(2026年2月4日現在)
1 当該計算日における受益権総数	37,379,345,593口
2 1口当たり純資産額	1.7761円

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

(2026年2月4日現在)

- 1 貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
- 2 時価の算定方法
 - (1) 有価証券
「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。
 - (2) デリバティブ取引
デリバティブ取引については、「(その他の注記)」の「3 デリバティブ取引関係」に記載しております。
 - (3) 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)
これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明
金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。
- 4 金銭債権の計算日後の償還予定額
金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則(令和3年9月24日改正内閣府令第61号)第2条第5項に従い、記載を省略しております。

(その他の注記)

1 本報告書における開示対象ファンドの当該中間計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日における元本の内訳

(2026年2月4日現在)	
同中間計算期間の期首元本額	28,794,023,155円
同中間計算期間中の追加設定元本額	10,457,526,137円
同中間計算期間中の一部解約元本額	1,872,203,699円
同中間計算期間末日の元本額	37,379,345,593円
当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託の元本額は次の通りです。	
J D F インデックス・ファンド外国債券VA(適格機関投資家専用)	1,420,151,306円
iシェアーズ 先進国債券インデックス・ファンド	514,373,073円
外国債券インデックス・ファンドVA(適格機関投資家専用)	2,089,833,225円
マルチ・アセット投資戦略ファンド(適格機関投資家限定)	8,456,605,511円
ブラックロックLifePathファンド2055	411,085,778円
ブラックロックLifePathファンド2045	442,568,230円
ブラックロックLifePathファンド2035	670,930,797円
ブラックロック・つみたて・グローバルバランスファンド	5,397,980,678円
ブラックロックLifePathファンド2030	587,711,523円
ブラックロックLifePathファンド2040	549,704,257円
ブラックロックLifePathファンド2050	334,736,972円
マルチ・アセット投資戦略ファンド(年1回決算型/適格機関投資家限定)	13,793,661,978円
ブラックロックLifePathファンド2025	142,416,964円
マルチ・アセット投資戦略ファンド3(適格機関投資家限定)	2,171,601,714円
ブラックロックLifePathファンド2060	188,329,040円
ブラックロックLifePathファンド2065	204,160,527円
ブラックロックLifePathファンド2070	3,494,020円
合計	37,379,345,593円

2 有価証券関係

該当事項はありません。

3 デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

通貨関連

区分	種類	(2026年2月4日現在)			
		契約額等(円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超 (円)		
市場取引 以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	アメリカドル	5,285,408	-	5,305,931	20,523
	買建				
	ユーロ	12,850,180	-	12,907,503	57,323
	合計	18,135,588	-	18,213,434	36,800

(注1) 時価の算定方法

為替予約取引

- 1 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という）の対顧客先物相場が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 計算日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 2 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。
- 3 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

(注2) 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

「国内株式インデックス・マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

項目	(2026年2月4日現在)
	金額(円)
資産の部	
流動資産	
金銭信託	389,324,275
投資信託受益証券	26,101,325,445
派生商品評価勘定	14,208,282
未収入金	1,234,302,143
差入委託証拠金	16,015,016
流動資産合計	27,755,175,161
資産合計	27,755,175,161
負債の部	
流動負債	
前受金	6,742,950
未払解約金	291,685,367
流動負債合計	298,428,317
負債合計	298,428,317
純資産の部	
元本等	
元本	5,700,868,600
剰余金	
剰余金又は欠損金()	21,755,878,244
元本等合計	27,456,746,844
純資産合計	27,456,746,844
負債純資産合計	27,755,175,161

(注) 親投資信託の計算期間は、原則として、毎年5月3日から翌年5月2日までであります。

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１ 有価証券の評価基準及び評価方法

投資信託受益証券は移動平均法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（基準価額を含む）又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

(3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

２ デリバティブ等の評価基準及び評価方法

株価指数先物取引

個別法に基づき、原則として時価評価しております。時価評価にあたっては、原則として、当該取引所の発表する計算日に知りうる直近の日の清算値段又は最終相場で評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	（2026年2月4日現在）
1 当該計算日における受益権総数	5,700,868,600口
2 1口当たり純資産額	4.8162円

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

(2026年2月4日現在)

- 1 貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
- 2 時価の算定方法
 - (1) 有価証券
「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。
 - (2) デリバティブ取引
デリバティブ取引については、「(その他の注記)」の「3 デリバティブ取引関係」に記載しております。
 - (3) 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)
これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明
金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。
- 4 金銭債権の計算日後の償還予定額
金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則(令和3年9月24日改正内閣府令第61号)第2条第5項に従い、記載を省略しております。

(その他の注記)

1 本報告書における開示対象ファンドの当該中間計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日における元本の内訳

(2026年2月4日現在)	
同中間計算期間の期首元本額	7,383,970,454円
同中間計算期間中の追加設定元本額	1,019,886,092円
同中間計算期間中の一部解約元本額	2,702,987,946円
同中間計算期間末日の元本額	5,700,868,600円
当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託の元本額は次の通りです。	
iシェアーズ 国内株式インデックス・ファンド	1,659,651,833円
ブラックロック世界分散投資ファンド	413,468,048円
マルチ・アセット投資戦略ファンド(適格機関投資家限定)	574,178,914円
ブラックロックLifePathファンド2055	278,031,669円
ブラックロックLifePathファンド2045	248,629,452円
ブラックロックLifePathファンド2035	297,274,209円
ブラックロックLifePathファンド2030	216,747,315円
ブラックロックLifePathファンド2040	276,749,128円
ブラックロックLifePathファンド2050	211,665,328円
マルチ・アセット投資戦略ファンド(年1回決算型/適格機関投資家限定)	1,066,409,093円
ブラックロックLifePathファンド2025	45,635,815円
マルチ・アセット投資戦略ファンド3(適格機関投資家限定)	147,961,914円
ブラックロックLifePathファンド2060	124,065,078円
ブラックロックLifePathファンド2065	138,119,602円
ブラックロックLifePathファンド2070	2,281,202円
合計	5,700,868,600円

2 有価証券関係

該当事項はありません。

3 デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

株式関連

区分	種類	(2026年2月4日現在)			
		契約額等(円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超 (円)		
市場取引	株価指数先物取引 買建	1,343,325,050	-	1,357,548,000	14,222,950
	合計	1,343,325,050	-	1,357,548,000	14,222,950

(注1) 時価の算定方法

株価指数先物取引

1 株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は証拠金算定基準値段を用いております。このような時価が発表されていない場合には、計算日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

(注2) 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

「先進国株式インデックス・マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

項目	(2026年2月4日現在)
	金額(円)
資産の部	
流動資産	
預金	56,303,222
金銭信託	145,613,921
投資信託受益証券	45,592,519,759
流動資産合計	45,794,436,902
資産合計	45,794,436,902
負債の部	
流動負債	
未払解約金	2,630,962
流動負債合計	2,630,962
負債合計	2,630,962
純資産の部	
元本等	
元本	7,530,471,669
剰余金	
剰余金又は欠損金()	38,261,334,271
元本等合計	45,791,805,940
純資産合計	45,791,805,940
負債純資産合計	45,794,436,902

(注) 親投資信託の計算期間は、原則として、毎年5月3日から翌年5月2日までであります。

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１ 有価証券の評価基準及び評価方法

投資信託受益証券は移動平均法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（基準価額を含む）又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

(3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

２ デリバティブ等の評価基準及び評価方法

(1) 株価指数先物取引

個別法に基づき、原則として時価評価しております。時価評価にあたっては、原則として、当該取引所の発表する計算日に知りうる直近の日の清算値段又は最終相場で評価しております。

(2) 為替予約取引

個別法に基づき、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

３ 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

４ その他財務諸表作成のための基礎となる事項

外貨建資産等の会計処理

外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	(2026年2月4日現在)
1 当該計算日における受益権総数	7,530,471,669口
2 1口当たり純資産額	6.0809円

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

(2026年2月4日現在)

- 1 貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
- 2 時価の算定方法
 - (1) 有価証券
「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。
 - (2) 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)
これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明
金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
- 4 金銭債権の計算日後の償還予定額
金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則(令和3年9月24日改正内閣府令第61号)第2条第5項に従い、記載を省略しております。

(その他の注記)

1 本報告書における開示対象ファンドの当該中間計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日における元本の内訳

(2026年2月4日現在)	
同中間計算期間の期首元本額	6,067,060,080円
同中間計算期間中の追加設定元本額	2,596,901,883円
同中間計算期間中の一部解約元本額	1,133,490,294円
同中間計算期間末日の元本額	7,530,471,669円
当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託の元本額は次の通りです。	
JDFインデックス・ファンド外国株式I(適格機関投資家専用)	128,822,973円
iシェアーズ 先進国株式インデックス・ファンド	984,216,334円
ブラックロック世界分散投資ファンド	116,190,706円
マルチ・アセット投資戦略ファンド(適格機関投資家限定)	1,103,641,864円
ブラックロックLifePathファンド2055	179,281,666円
ブラックロックLifePathファンド2045	160,482,143円
ブラックロックLifePathファンド2035	187,590,154円
ブラックロック・つみたて・グローバルバランスファンド	1,912,274,498円
ブラックロックLifePathファンド2030	142,667,169円
ブラックロックLifePathファンド2040	175,795,115円
ブラックロックLifePathファンド2050	135,251,511円
マルチ・アセット投資戦略ファンド(年1回決算型/適格機関投資家限定)	1,814,871,995円
ブラックロックLifePathファンド2025	29,943,714円
マルチ・アセット投資戦略ファンド3(適格機関投資家限定)	284,459,209円
ブラックロックLifePathファンド2060	81,695,582円
ブラックロックLifePathファンド2065	91,742,501円
ブラックロックLifePathファンド2070	1,544,535円
合計	7,530,471,669円

2 有価証券関係

該当事項はありません。

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

「新興国株式インデックス・マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

項目	(2026年2月4日現在)
	金額(円)
資産の部	
流動資産	
預金	3,861,860
金銭信託	25,622,522
投資信託受益証券	3,450,152,410
流動資産合計	3,479,636,792
資産合計	3,479,636,792
負債の部	
流動負債	
未払解約金	24,238,419
流動負債合計	24,238,419
負債合計	24,238,419
純資産の部	
元本等	
元本	1,014,190,570
剰余金	
剰余金又は欠損金()	2,441,207,803
元本等合計	3,455,398,373
純資産合計	3,455,398,373
負債純資産合計	3,479,636,792

(注) 親投資信託の計算期間は、原則として、毎年5月3日から翌年5月2日までであります。

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１ 有価証券の評価基準及び評価方法

投資信託受益証券は移動平均法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（基準価額を含む）又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

(3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

２ デリバティブ等の評価基準及び評価方法

(1) 株価指数先物取引

個別法に基づき、原則として時価評価しております。時価評価にあたっては、原則として、当該取引所の発表する計算日に知りうる直近の日の清算値段又は最終相場で評価しております。

(2) 為替予約取引

個別法に基づき、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

３ 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

４ その他財務諸表作成のための基礎となる事項

外貨建資産等の会計処理

外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	(2026年2月4日現在)
1 当該計算日における受益権総数	1,014,190,570口
2 1口当たり純資産額	3.4071円

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

(2026年2月4日現在)

- 1 貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
- 2 時価の算定方法
 - (1) 有価証券
「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。
 - (2) 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)
これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明
金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
- 4 金銭債権の計算日後の償還予定額
金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則(令和3年9月24日改正内閣府令第61号)第2条第5項に従い、記載を省略しております。

(その他の注記)

1 本報告書における開示対象ファンドの当該中間計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日における元本の内訳

(2026年2月4日現在)	
同中間計算期間の期首元本額	1,018,452,113円
同中間計算期間中の追加設定元本額	107,375,395円
同中間計算期間中の一部解約元本額	111,636,938円
同中間計算期間末日の元本額	1,014,190,570円
当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託の元本額は次の通りです。	
iシェアーズ 新興国株式インデックス・ファンド	668,028,999円
ブラックロックLifePathファンド2055	49,001,700円
ブラックロックLifePathファンド2045	47,315,475円
ブラックロックLifePathファンド2035	60,921,557円
ブラックロックLifePathファンド2030	44,414,938円
ブラックロックLifePathファンド2040	51,034,166円
ブラックロックLifePathファンド2050	37,493,090円
ブラックロックLifePathファンド2025	8,900,758円
ブラックロックLifePathファンド2060	21,747,317円
ブラックロックLifePathファンド2065	24,955,199円
ブラックロックLifePathファンド2070	377,371円
合計	1,014,190,570円

2 有価証券関係

該当事項はありません。

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

「国内リート・インデックス・マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

項目	(2026年2月4日現在)
	金額(円)
資産の部	
流動資産	
金銭信託	74,571,969
投資証券	4,419,026,200
派生商品評価勘定	143,440
未収配当金	54,029,713
前払金	1,613,713
差入委託証拠金	5,050,928
流動資産合計	4,554,435,963
資産合計	4,554,435,963
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	1,046,753
未払解約金	644,911
流動負債合計	1,691,664
負債合計	1,691,664
純資産の部	
元本等	
元本	2,083,458,549
剰余金	
剰余金又は欠損金()	2,469,285,750
元本等合計	4,552,744,299
純資産合計	4,552,744,299
負債純資産合計	4,554,435,963

(注) 親投資信託の計算期間は、原則として、毎年11月3日から翌年11月2日までであります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

投資証券は移動平均法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値)、金融機関の提示する価額(基準価額を含む)又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

(3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法

不動産投信指数先物取引

個別法に基づき、原則として時価評価しております。時価評価にあたっては、原則として、当該取引所の発表する計算日に知りうる直近の日の清算値段又は最終相場で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2026年2月4日現在)
1 当該計算日における受益権総数	2,083,458,549口
2 1口当たり純資産額	2.1852円

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

(2026年2月4日現在)

- 1 貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
- 2 時価の算定方法
 - (1) 有価証券
「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。
 - (2) デリバティブ取引
デリバティブ取引については、「(その他の注記)」の「3 デリバティブ取引関係」に記載しております。
 - (3) 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)
これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明
金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。
- 4 金銭債権の計算日後の償還予定額
金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則(令和3年9月24日改正内閣府令第61号)第2条第5項に従い、記載を省略しております。

（その他の注記）

1 本報告書における開示対象ファンドの当該中間計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日における元本の内訳

（2026年2月4日現在）	
同中間計算期間の期首元本額	1,907,945,094円
同中間計算期間中の追加設定元本額	470,386,348円
同中間計算期間中の一部解約元本額	294,872,893円
同中間計算期間末日の元本額	2,083,458,549円
当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託の元本額は次の通りです。	
iシェアーズ 国内リートインデックス・ファンド	546,915,057円
国内リートインデックス・ファンドV A（適格機関投資家専用）	45,906,306円
ブラックロック世界分散投資ファンド	1,375,200,360円
ブラックロックLifePathファンド2055	5,759,005円
ブラックロックLifePathファンド2045	12,134,764円
ブラックロックLifePathファンド2035	29,439,025円
ブラックロックLifePathファンド2030	32,053,333円
ブラックロックLifePathファンド2040	18,902,090円
ブラックロックLifePathファンド2050	8,201,329円
ブラックロックLifePathファンド2025	5,109,706円
ブラックロックLifePathファンド2060	1,974,561円
ブラックロックLifePathファンド2065	1,825,865円
ブラックロックLifePathファンド2070	37,148円
合計	2,083,458,549円

2 有価証券関係

該当事項はありません。

3 デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

不動産投信関連

区分	種類	(2026年2月4日現在)			
		契約額等(円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超 (円)		
市場取引	不動産投信指数先物取引 買建	120,533,713	-	119,670,000	863,713
	合計	120,533,713	-	119,670,000	863,713

(注1) 時価の算定方法

不動産投信指数先物取引

1 不動産投信指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は証拠金算定基準値段を用いております。このような時価が発表されていない場合には、計算日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2 不動産投信指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

(注2) 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

「先進国リート・インデックス・マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

項目	(2026年2月4日現在)
	金額(円)
資産の部	
流動資産	
預金	143,774,798
金銭信託	64,589,768
株式	40,398,350
投資証券	7,097,797,508
派生商品評価勘定	4,103,434
未収入金	1,377,745
未収配当金	6,585,989
差入委託証拠金	11,109,921
流動資産合計	7,369,737,513
資産合計	7,369,737,513
負債の部	
流動負債	
未払解約金	206,993
流動負債合計	206,993
負債合計	206,993
純資産の部	
元本等	
元本	2,482,463,019
剰余金	
剰余金又は欠損金()	4,887,067,501
元本等合計	7,369,530,520
純資産合計	7,369,530,520
負債純資産合計	7,369,737,513

(注) 親投資信託の計算期間は、原則として、毎年11月3日から翌年11月2日までであります。

（ 2 ）注記表

（ 重要な会計方針に係る事項に関する注記 ）

1 有価証券の評価基準及び評価方法

株式及び投資証券は移動平均法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（基準価額を含む）又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

(3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法

(1) 不動産投信指数先物取引

個別法に基づき、原則として時価評価しております。時価評価にあたっては、原則として、当該取引所の発表する計算日に知りうる直近の日の清算値段又は最終相場で評価しております。

(2) 為替予約取引

個別法に基づき、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

3 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

4 その他財務諸表作成のための基礎となる事項

外貨建資産等の会計処理

外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

（ 貸借対照表に関する注記 ）

項目	(2026年 2月 4日現在)
1 当該計算日における受益権総数	2,482,463,019口
2 1口当たり純資産額	2.9686円

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

(2026年2月4日現在)

- 1 貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
- 2 時価の算定方法
 - (1) 有価証券
「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。
 - (2) デリバティブ取引
デリバティブ取引については、「(その他の注記)」の「3 デリバティブ取引関係」に記載しております。
 - (3) 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)
これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明
金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。
- 4 金銭債権の計算日後の償還予定額
金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則(令和3年9月24日改正内閣府令第61号)第2条第5項に従い、記載を省略しております。

(その他の注記)

1 本報告書における開示対象ファンドの当該中間計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日における元本の内訳

(2026年2月4日現在)	
同中間計算期間の期首元本額	1,978,259,839円
同中間計算期間中の追加設定元本額	546,669,693円
同中間計算期間中の一部解約元本額	42,466,513円
同中間計算期間末日の元本額	2,482,463,019円
当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託の元本額は次の通りです。	
iシェアーズ 先進国リートインデックス・ファンド	260,844,736円
先進国リートインデックス・ファンドV A (適格機関投資家専用)	3,940,988円
ブラックロックLifePathファンド2055	95,537,524円
ブラックロックLifePathファンド2045	78,633,252円
ブラックロックLifePathファンド2035	78,683,829円
ブラックロック・つみたて・グローバルバランスファンド	1,658,416,241円
ブラックロックLifePathファンド2030	51,883,785円
ブラックロックLifePathファンド2040	81,853,718円
ブラックロックLifePathファンド2050	70,200,704円
ブラックロックLifePathファンド2025	9,600,724円
ブラックロックLifePathファンド2060	43,030,842円
ブラックロックLifePathファンド2065	49,004,086円
ブラックロックLifePathファンド2070	832,590円
合計	2,482,463,019円

2 有価証券関係

該当事項はありません。

3 デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

不動産投信関連

区分	種類	(2026年2月4日現在)			
		契約額等(円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超 (円)		
市場取引	不動産投信指数先物取引 買建				
	アメリカドル	128,835,785	-	129,549,025	713,240
	ユーロ	63,679,774	-	67,069,968	3,390,194
	合計	192,515,559	-	196,618,993	4,103,434

(注1) 時価の算定方法

不動産投信指数先物取引

- 1 不動産投信指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は証拠金算定基準値段を用いております。このような時価が発表されていない場合には、計算日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

- 2 不動産投信指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

(注2) 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

4【委託会社等の概況】

(1)【資本金の額】

資本金 3,120百万円

発行する株式の総数 36,000株

発行済株式の総数 15,000株

(2)【事業の内容及び営業の状況】

投信法に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、金融商品取引法に定める投資助言業務、第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務等を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は2026年1月末現在、以下の通りです（親投資信託を除きます。）。

種類	本数（本）	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	199	14,972,543
単体型株式投資信託	37	204,234
合計	236	15,176,777

(3)【その他】

訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実に関する事項

該当事項はありません。

5【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表の作成方法について

委託会社であるブラックロック・ジャパン株式会社(以下「当社」という。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。)第2条及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」(2007年8月6日内閣府令第52号。)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第39期事業年度(自2025年1月1日 至2025年12月31日)の財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

3．財務諸表に記載している金額については、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	第38期 (2024年12月31日現在)	第39期 (2025年12月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	18,849	17,307
立替金	40	40
前払費用	163	197
未収入金	2	0
未収委託者報酬	2,623	3,298
未収運用受託報酬	3,431	3,776
未収収益	2	1,933
為替予約	-	0
その他流動資産	-	-
流動資産計	27,042	30,563
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	1	408
器具備品	1	334
有形固定資産計	742	601
無形固定資産		
ソフトウェア	7	113
無形固定資産計	7	113
投資その他の資産		
投資有価証券	32	31
長期差入保証金	820	824
前払年金費用	1,241	1,311
長期前払費用	3	18
繰延税金資産	955	1,002
投資その他の資産計	3,054	3,188
固定資産計	3,805	3,904
資産合計	30,847	34,467

	第38期 (2024年12月31日現在)	第39期 (2025年12月31日現在)
負債の部		
流動負債		
預り金	85	149
未払金	2	
未払収益分配金	5	6
未払償還金	70	70
未払手数料	530	802
その他未払金	62	74
未払費用	2	
未払消費税等	1,243	1,421
未払法人税等	424	335
為替予約	2,223	2,679
前受金	3	3
賞与引当金	162	114
役員賞与引当金	2,330	2,637
早期退職慰労引当金	147	362
早期退職慰労引当金	129	62
流動負債計	7,420	8,721
固定負債		
退職給付引当金	103	107
資産除去債務	964	966
固定負債計	1,068	1,073
負債合計	8,488	9,795
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,120	3,120
資本剰余金		
資本準備金	3,001	3,001
その他資本剰余金	3,846	3,846
資本剰余金合計	6,847	6,847
利益剰余金		
利益準備金	336	336
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	12,054	14,368
利益剰余金合計	12,391	14,704
株主資本合計	22,359	24,672
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	0	0
評価・換算差額等合計	0	0
純資産合計	22,359	24,672
負債・純資産合計	30,847	34,467

(2) 【損益計算書】

(単位：百万円)

		第38期 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)	第39期 (自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日)
営業収益			
委託者報酬		8,337	9,652
運用受託報酬	1	10,459	11,226
その他営業収益	1	19,213	23,370
営業収益計		38,009	44,248
営業費用			
支払手数料		1,990	2,531
広告宣伝費		259	299
調査費			
調査費		352	366
委託調査費	1	5,494	6,743
調査費計		5,846	7,109
委託計算費		92	34
営業雑経費			
通信費		119	94
印刷費		81	87
諸会費		39	38
営業雑経費計		240	220
営業費用計		8,430	10,194
一般管理費			
給料			
役員報酬		425	612
給料・手当		5,749	5,897
賞与		2,880	3,190
給料計		9,055	9,701
退職給付費用		430	474
福利厚生費		1,151	1,199
事務委託費	1	6,695	7,187
交際費		52	45
旅費交通費		223	220
租税公課		317	359
不動産賃借料		814	806
水道光熱費		70	63
固定資産減価償却費		298	252
資産除去債務利息費用		1	1
事務過誤取引損		0	0
諸経費		459	673
一般管理費計		19,571	20,985
営業利益		10,007	13,068

	第38期 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)	第39期 (自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日)
営業外収益		
受取利息	3	25
有価証券売却益	6	-
為替差益	153	8
その他	1	0
営業外収益計	164	34
営業外費用		
支払手数料	1	1
有価証券売却損	-	0
固定資産除却損	0	0
その他	0	-
営業外費用計	2	1
経常利益	10,169	13,101
特別利益		
特別利益計	-	-
特別損失		
特別退職金	128	-
特別損失計	128	-
税引前当期純利益	10,041	13,101
法人税、住民税及び事業税	3,441	4,235
法人税等調整額	223	46
当期純利益	6,822	8,913

(3)【株主資本等変動計算書】

第38期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位:百万円)

	株主資本								評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		資本 準備金	その他資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計				
2024年1月1日残高	3,120	3,001	3,846	6,847	336	12,632	12,968	22,936	0	0	22,936
当期変動額											
剰余金の配当						7,400	7,400	7,400			7,400
当期純利益						6,822	6,822	6,822			6,822
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									0	0	0
当期変動額合計	-	-	-	-	-	577	577	577	0	0	577
2024年12月31日残高	3,120	3,001	3,846	6,847	336	12,054	12,391	22,359	0	0	22,359

第39期 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(単位:百万円)

	株主資本								評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		資本 準備金	その他資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計				
2025年1月1日残高	3,120	3,001	3,846	6,847	336	12,054	12,391	22,359	0	0	22,359
当期変動額											
剰余金の配当						6,600	6,600	6,600			6,600
当期純利益						8,913	8,913	8,913			8,913
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									0	0	0
当期変動額合計	-	-	-	-	-	2,313	2,313	2,313	0	0	2,313
2025年12月31日残高	3,120	3,001	3,846	6,847	336	14,368	14,704	24,672	0	0	24,672

注 記 事 項

【重要な会計方針】

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産

定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は建物附属設備6～18年、器具備品3～15年であります。

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアの減価償却方法については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金の計上方法

債権の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金の計上方法

旧退職金制度

適格退職年金制度移行日現在在籍していた従業員については、旧退職金制度に基づく給付額を保証しているため、期末現在の当該給付額と年金制度に基づく給付額との差額を引当て計上しております。

確定拠出年金制度

確定拠出年金制度（DC）については拠出額を費用計上しております。

確定給付年金制度

キャッシュ・バランス型の年金制度（CB）の退職年金制度を有しております。CBには、一定の利回り保証を付しており、これの将来の支払に備えるため、確定給付型の会計基準に準じた会計処理方法により引当金を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間（12年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間（8年～12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理または費用から控除することとしております。

(3) 賞与引当金の計上方法

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

- (4) 役員賞与引当金の計上方法
役員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
- (5) 早期退職慰労引当金の計上方法
早期退職慰労金の支払に備えて、早期退職慰労金支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
5. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、期末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
6. 収益及び費用の計上基準
当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬、その他営業収益を稼得しております。委託者報酬、運用受託報酬には成功報酬が含まれる場合があります。当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。
- 委託者報酬：当社は投資信託の信託約款に基づき、投資信託の運用について履行義務を負っております。委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額に対する一定割合として計算され、投資信託の運用期間にわたり収益認識しております。
- 運用受託報酬：当社は顧客との投資一任契約及び投資助言契約に基づき運用及び助言について履行義務を負っております。運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約等に基づき純資産価額に対する一定割合として計算され、対象口座の運用期間にわたり収益認識しております。
- その他営業収益：当社はグループ会社との契約に基づき委託された業務について履行義務を負っております。グループ会社から受領する収益は、当社のグループ会社との契約で定められた算式に基づき、当社がグループ会社にオフショアファンド関連のサービス等を提供する期間にわたり月次で収益認識しております。
- 成功報酬：成功報酬は対象となるファンドまたは口座の運用益に対する一定割合、もしくは特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として計算されます。当該報酬は契約上支払われることが確定した時点で収益認識しております。
7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項
グループ通算制度
当社は、親会社であるブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社を通算親会社とするグループ通算制度を適用しております。

（未適用の会計基準等）

（リースに関する会計基準等）

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日）等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要になることを目指したリース会計基準が公表されました。

借手の会計処理として、すべてのリースを使用権の取得として捉えて使用権資産を貸借対照表に計上するとともに、借手のリース費用配分の方法については、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上するIFRS第16号と同様の単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
建物附属設備	2,852 百万円	2,926 百万円
器具備品	1,455 百万円	1,449 百万円

2 関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれているものは次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
未収収益	189 百万円	247 百万円
その他未払金	54 百万円	53 百万円
未払費用	27 百万円	60 百万円

3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約及びグループ会社と貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	3,500 百万円	3,500 百万円
借入実行残高	-	-
差引額	3,500 百万円	3,500 百万円

(損益計算書関係)

1 関係会社との営業収益及び営業費用

各科目に含まれているものは次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日)
運用受託報酬	284 百万円	265 百万円
その他営業収益	6,381 百万円	6,500 百万円
委託調査費	1,222 百万円	1,441 百万円
事務委託費	2,430 百万円	2,543 百万円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

	前事業年度期首	増加	減少	前事業年度末
普通株式（株）	15,000	-	-	15,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年3月28日 株主総会決議	普通株式	7,400	493,333	2023年12月31日	2024年3月28日

当事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	15,000	-	-	15,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年3月26日 株主総会決議	普通株式	6,600	440,000	2024年12月31日	2025年3月26日

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに掛かる未経過リース料は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日)
1年以内	737 百万円	737 百万円
1年超	676 百万円	- 百万円
合計	1,413 百万円	737 百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達についてはグループ会社からの長期借入及び銀行借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収収益は、顧客及び関係会社の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の経理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、個別に未収債権の回収可能性を管理する体制をしいております。

営業債務である未払手数料及び未払費用はその全てが1年以内の支払期日となっております。

営業債務は流動性リスクに晒されていますが、当社では資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、金額的重要性が低いものについては含めておりません。

前事業年度 (2024年12月31日)

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
長期差入保証金	820	793	27

当事業年度 (2025年12月31日)

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
長期差入保証金	824	787	37

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、未収入金、未払手数料、未払費用、その他未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記述を省略しています。

(注2) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度 (2024年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 現金・預金	18,849	-	-	-
(2) 未収委託者報酬	2,623	-	-	-
(3) 未収運用受託報酬	3,431	-	-	-
(4) 未収収益	1,933	-	-	-
合計	26,837	-	-	-

当事業年度 (2025年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 現金・預金	17,307	-	-	-
(2) 未収委託者報酬	3,298	-	-	-
(3) 未収運用受託報酬	3,776	-	-	-
(4) 未収収益	5,942	-	-	-
合計	30,325	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価等の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

前事業年度（2024年12月31日）

（単位：百万円）

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	-	793	-	793

当事業年度（2025年12月31日）

（単位：百万円）

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	-	787	-	787

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期差入保証金の時価については、期待現在価値法（確実性等価法）により、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを、合理的に見積もった残存期間に対応するリスクフリーレートで現在価値に割り引いて算定しているため、レベル2の時価に分類しております。

（退職給付関係）

前事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社で設けられていた、旧退職金制度を引き続き有しています。当社は、2009年12月2日に旧ブラックロック・ジャパン株式会社との合併に伴い、旧ブラックロック・ジャパン株式会社における退職年金制度（確定拠出年金制度及び確定給付年金制度）を承継しました。また、2011年1月1日付で旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社から引き継いだ適格退職年金制度はキャッシュ・バランス型の確定給付年金制度に移行しました。従って、2011年1月1日以降、から の三つの制度を有しています。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
退職給付債務の期首残高	2,834
勤務費用	397
利息費用	35
数理計算上の差異の発生額	25
退職給付の支払額	390
過去勤務費用の発生額	-
退職給付債務の期末残高	2,901

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
年金資産の期首残高	3,500
期待運用収益	147
数理計算上の差異の発生額	36
事業主からの拠出額	441
退職給付の支払額	390
年金資産の期末残高	3,661

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	2,798
年金資産	3,661
	862
非積立型制度の退職給付債務	103
未積立退職給付債務	759
未認識数理計算上の差異	400
未認識過去勤務費用	21
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,138
退職給付引当金	103
前払年金費用	1,241
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,138

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
勤務費用	397
利息費用	35
期待運用収益	147
数理計算上の差異の費用処理額	62
過去勤務費用の処理額	3
確定給付制度に係る退職給付費用合計	344
特別退職金	128
合計	473

(注) 特別退職金は、特別損失の「特別退職金」に含めて計上しております。

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年12月31日)
合同運用	100%
合計	100%

合同運用による年金資産の主な商品分類ごとの比率は、債券74%、株式25%及びその他1%となっております。

長期期待運用収益率の算定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

	前事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
割引率	1.8%
長期期待運用収益率	3.5%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、86百万円でありました。

当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社で設けられていた、旧退職金制度を引き続き有しています。当社は、2009年12月2日に旧ブラックロック・ジャパン株式会社との合併に伴い、旧ブラックロック・ジャパン株式会社における退職年金制度(確定拠出年金制度及び確定給付年金制度)を承継しました。また、2011年1月1日付で旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社から引き継いだ適格退職年金制度はキャッシュ・バランス型の確定給付年金制度に移行しました。従って、2011年1月1日以降、からの三つの制度を有しています。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

	当事業年度 (自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日)
退職給付債務の期首残高	2,901
勤務費用	399
利息費用	50
数理計算上の差異の発生額	87
退職給付の支払額	406
過去勤務費用の発生額	-
退職給付債務の期末残高	2,857

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

	当事業年度 (自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日)
年金資産の期首残高	3,661
期待運用収益	128
数理計算上の差異の発生額	24
事業主からの拠出額	453
退職給付の支払額	406
年金資産の期末残高	3,860

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(単位：百万円)

	当事業年度 (2025年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	2,750
年金資産	3,860
非積立型制度の退職給付債務	1,110
未積立退職給付債務	107
未認識数理計算上の差異	1,003
未認識過去勤務費用	218
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	17
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,204
退職給付引当金	107
前払年金費用	1,311
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,204

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

	当事業年度 (自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日)
勤務費用	399
利息費用	50
期待運用収益	128
数理計算上の差異の費用処理額	70
過去勤務費用の処理額	3
確定給付制度に係る退職給付費用合計	387
特別退職金	160
合計	548

(注) 特別退職金は、一般管理費の「諸経費」に含めて計上しております。

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	当事業年度 (2025年12月31日)
合同運用	100%
合計	100%

合同運用による年金資産の主な商品分類ごとの比率は、債券73%、株式26%及びその他1%となっております。

長期期待運用収益率の算定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

	当事業年度 (自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日)
割引率	3.1%
長期期待運用収益率	3.8%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、86百万円でありました。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	（単位：百万円）	
	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
繰延税金資産		
未払費用	286	252
賞与引当金	713	807
資産除去債務	295	304
未払事業税	122	145
早期退職慰労引当金	39	19
退職給付引当金	31	33
その他	0	-
繰延税金資産合計	1,489	1,563
繰延税金負債		
前払年金費用	380	412
資産除去債務に対応する除去費用	35	27
その他	117	120
繰延税金負債合計	533	560
繰延税金資産の純額	955	1,002

（注） 前事業年度及び当事業年度における繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	（単位：百万円）	
	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
固定資産 - 繰延税金資産	955	1,002

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
	法定実効税率	30.6 %
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.3	1.3
その他	0.1	0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.0 %	32.0 %

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する会計年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2027年1月1日に開始する会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。なお、この税率変更による影響は軽微であります。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

当事業所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を合理的に見積り、割引率は0.72%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

（単位：百万円）

	前事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日)
期首残高	963	964
見積りの変更による増加額	-	-
時の経過による調整額	1	1
期末残高	964	966

（収益認識関係）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	前事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日)
委託者報酬	8,337 百万円	9,652 百万円
運用受託報酬	10,000 百万円	10,475 百万円
成功報酬（注）	458 百万円	750 百万円
その他営業収益	19,213 百万円	23,370 百万円
合計	38,009 百万円	44,248 百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

（重要な会計方針）6. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに会計期間末において存在する顧客との契約から当会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報重要性が乏しいため、記載を省略しています。

(セグメント情報等)

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. セグメント情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位:百万円)

	委託者報酬	運用受託報酬	その他	合計
外部顧客営業収益	8,337	10,459	19,213	38,009

(2) 地域ごとの情報

売上高

(単位:百万円)

日本	北米	その他	合計
18,430	15,156	4,422	38,009

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

(単位:百万円)

相手先	営業収益	関連するセグメント名
ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	6,666	投資運用業
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	6,520	投資運用業

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

1. セグメント情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位:百万円)

	委託者報酬	運用受託報酬	その他	合計
外部顧客営業収益	9,652	11,226	23,370	44,248

(2) 地域ごとの情報

売上高

(単位:百万円)

日本	北米	その他	合計
20,593	19,301	4,354	44,248

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

(単位:百万円)

相手先	営業収益	関連するセグメント名
ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	6,765	投資運用業
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	10,527	投資運用業

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

前事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	米国 ニュー ヨーク州	1,190 百万 米ドル	投資 顧問業	(被所有) 間接 100	投資顧問 契約の 再委任等	運用 受託報酬	284	未収収益	189
							受入 手数料	6,381		
							委託 調査費	1,222	未払費用	27
							事務 委託費	2,430		
親会社	ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社	日本 東京都	1万円	持株会社	(被所有) 直接 100	株式の 保有等	通算税効果額	53	その他未払金	53

当事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	米国 ニュー ヨーク州	1,190 百万 米ドル	投資 顧問業	(被所有) 間接 100	投資顧問 契約の 再委任等	運用 受託報酬	265	未収収益	247
							受入 手数料	6,500		
							委託 調査費	1,441	未払費用	60
							事務 委託費	2,543		
親会社	ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社	日本 東京都	1万円	持株会社	(被所有) 直接 100	株式の 保有等	通算税効果額	53	その他未払金	53

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

前事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

該当事項はありません。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
同一の親会社を持つ会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	米国カリフォルニア州	1,000米ドル	投資顧問業	なし	投資顧問契約の再委任等	受入手数料	6,520	未収収益	1,174
							委託調査費	10		
							事務委託費	98		

当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
同一の親会社を持つ会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	米国カリフォルニア州	1,000米ドル	投資顧問業	なし	投資顧問契約の再委任等	受入手数料	10,527	未収収益	4,864
							委託調査費	13		
							事務委託費	33		
同一の親会社を持つ会社	ブラックロック・ファンド・マネジメント・カンパニー・エスエー	ルクセンブルク大公国ルクセンブルク市	500千米ドル	投資顧問業	なし	投資顧問契約の再委任等	受入手数料	1,344	未収収益	480

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
(1) 運用受託報酬については、一般取引条件と同様に決定しております。
(2) 受入手数料については、一般取引条件と同様に決定しております。
(3) 委託調査費については、一般取引条件と同様に決定しております。
(4) 事務委託費については、一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社に関する注記

(1) 親会社情報

ブラックロック・インク(ニューヨーク証券取引所に上場)
ブラックロック・サターン・サブコ・エルエルシー(非上場)
ブラックロック・ファイナンス・インク(非上場)
ブラックロック・ホールドコ・2・インク(非上場)
ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク(非上場)
ブラックロック・インターナショナル・ホールディングス・インク(非上場)
ピーアール・ジャージー・インターナショナル・ホールディングス・L.P.(非上場)
ブラックロック・シンガポール・ホールドコ・ピーティーイー・リミテッド(非上場)
ブラックロック・エイチケー・ホールドコ・リミテッド(非上場)
ブラックロック・ルクス・フィンコ・エスエーアルエル(非上場)
ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社(非上場)

(1株当たり情報)

項目	前事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日)
1株当たり純資産額	1,490,611 円 39 銭	1,644,860 円 81 銭
1株当たり当期純利益金額	454,844 円 60 銭	594,210 円 44 銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日)
当期純利益 (百万円)	6,822	8,913
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益 (百万円)	6,822	8,913
普通株式の期中平均株式数 (株)	15,000	15,000

独立監査人の監査報告書

2026年3月2日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 若林 亜希

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているブラックロック・ジャパン株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロック・ジャパン株式会社の2025年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 . 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年4月10日

ブラックロック・ジャパン株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 奈良 将太郎
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラックロックLifePathファンド2025の2025年8月5日から2026年2月4日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ブラックロックLifePathファンド2025の2026年2月4日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年8月5日から2026年2月4日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的な手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論

付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年4月10日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 奈良 将太郎
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラックロックLifePathファンド2030の2025年8月5日から2026年2月4日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ブラックロックLifePathファンド2030の2026年2月4日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年8月5日から2026年2月4日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的な手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論

付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年4月10日

ブラックロック・ジャパン株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鶴田 光夫指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 奈良 将太郎

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラックロックLifePathファンド2035の2025年8月5日から2026年2月4日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ブラックロックLifePathファンド2035の2026年2月4日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年8月5日から2026年2月4日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的な手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論

付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年4月10日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 奈良 将太郎
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラックロックLifePathファンド2040の2025年8月5日から2026年2月4日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ブラックロックLifePathファンド2040の2026年2月4日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年8月5日から2026年2月4日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的な手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論

付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年4月10日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 奈良 将太郎
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラックロックLifePathファンド2045の2025年8月5日から2026年2月4日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ブラックロックLifePathファンド2045の2026年2月4日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年8月5日から2026年2月4日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的な手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論

付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年4月10日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 奈良 将太郎
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラックロックLifePathファンド2050の2025年8月5日から2026年2月4日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ブラックロックLifePathファンド2050の2026年2月4日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年8月5日から2026年2月4日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的な手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論

付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年4月10日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 奈良 将太郎
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラックロックLifePathファンド2055の2025年8月5日から2026年2月4日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ブラックロックLifePathファンド2055の2026年2月4日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年8月5日から2026年2月4日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的な手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論

付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年4月10日

ブラックロック・ジャパン株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鶴田 光夫指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 奈良 将太郎

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラックロックLifePathファンド2060の2025年8月5日から2026年2月4日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ブラックロックLifePathファンド2060の2026年2月4日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年8月5日から2026年2月4日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的な手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論

付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年4月10日

ブラックロック・ジャパン株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鶴田 光夫指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 奈良 将太郎

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラックロックLifePathファンド2065の2025年8月5日から2026年2月4日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ブラックロックLifePathファンド2065の2026年2月4日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年8月5日から2026年2月4日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的な手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論

付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年4月10日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 奈良 将太郎
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラックロックLifePathファンド2070の2025年8月5日から2026年2月4日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ブラックロックLifePathファンド2070の2026年2月4日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年8月5日から2026年2月4日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的な手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論

付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。